保医発
 第 号

 平成24年3月
 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成24年厚生労働省告示第 号)等が公布され、平成24年4月1日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添1、歯科診療報酬点数表については別添2及び調剤報酬点数表については別添3のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日 保医発0305第1号)は、平成24年3月31日限り廃止する。

医科診療報酬点数表に関する事項

<通則>

- 1 1人の患者について療養の給付に要する費用は、第1章基本診療料及び第2章特掲診療料又は 第3章介護老人保健施設入所者に係る診療料の規定に基づき算定された点数の総計に10円を乗じ て得た額とする。
- 2 基本診療料は、簡単な検査(例えば、血圧測定検査等)の費用、簡単な処置の費用等(入院の場合には皮内、皮下及び筋肉内注射及び静脈内注射の注射手技料等)を含んでいる。
- 3 特掲診療料は、特に規定する場合を除き、当該医療技術に伴い必要不可欠な衛生材料等の費用 を含んでいる。
- 4 基本診療料に係る施設基準、届出等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等の一部を 改正する件」(平成24年厚生労働省告示第 号)による改正後の「基本診療料の施設基準等(平 成20年厚生労働省告示第62号)」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知す る。
- 5 特掲診療料に係る施設基準、届出等の取扱いについては、「特掲診療料の施設基準等の一部を 改正する件」(平成24年厚生労働省告示第 号)による改正後の「特掲診療料の施設基準等(平 成20年厚生労働省告示第63号)」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知す る。
- 6 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成24年厚生労働省告示第 号)による改正後の診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び本通知において規定する診療科については、医療法施行令(昭和23年政令第326号)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の規定に基づき、当該診療科名に他の事項を組み合わせて標榜する場合も含むものであること。
- 7 特掲診療料に掲げられている診療行為を行うに当たっては、医療安全の向上に資するため、当 該診療行為を行う医師等の処遇を改善し負担を軽減する体制の確保に努めること。

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

<通則>

1 同一の保険医療機関(医科歯科併設の保険医療機関(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関をいう。以下同じ。)を除く。)において、2以上の傷病に罹っている患者について、それぞれの傷病につき同時に初診又は再診を行った場合においても、初診料又は再診料(外来診療料を含む。)は1回に限り算定するものであること。

同一の保険医療機関において、2人以上の保険医(2以上の診療科にわたる場合も含む。) が初診又は再診を行った場合においても、同様であること。

ただし、初診料の注<u>3</u>全のただし書に規定する同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の医療法施行令第3条の2第1項及び第2項に規定する診療科(以下この部において単に「診療科」という。以下同じ。)を初診として受診した場合及び再診料の注2並びに外来診療料の注3に規定する同一保険医療機関において、同一日に他の傷病で別の診療科を再診として受診した場合の2つ目の診療科については、この限りではない。

- 2 初診又は再診が行われた同一日であるか否かにかかわらず、当該初診又は再診に附随する一連の行為とみなされる次に掲げる場合には、これらに要する費用は当該初診料又は再診料若しくは外来診療料に含まれ、別に再診料又は外来診療料は算定できない。
 - ア 初診時又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来た場合
 - イ 往診等の後に薬剤のみを取りに来た場合
 - ウ 初診又は再診の際検査、画像診断、手術等の必要を認めたが、一旦帰宅し、後刻又は後日 検査、画像診断、手術等を受けに来た場合
- 3 医科歯科併設の保険医療機関において、医科診療に属する診療科に係る傷病につき入院中の 患者が歯ず口腔の疾患のために歯科において初診若しくは再診を受けた場合、又は歯科診療に 係る傷病につき入院中の患者が他の傷病により医科診療に属する診療科において初診若しくは 再診を受けた場合等、医科診療と歯科診療の両者にまたがる場合は、それぞれの診療科におい て初診料又は再診料(外来診療料を含む。)を算定することができる。

ただし、同一の傷病又は互いに関連のある傷病により、医科と歯科を併せて受診した場合には、主たる診療科においてのみ初診料又は再診料(外来診療料を含む。)を算定する。

4 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病床に入院(当該入院についてその理由等は問わない。)している期間中にあっては、再診料(外来診療料を含む。)は算定できない。また、入院中の患者が当該入院の原因となった傷病につき、診療を受けた診療科以外の診療科で、入院の原因となった傷病以外の傷病につき再診を受けた場合においても、再診料(外来診療料を含む。)は算定できない。なお、この場合において、再診料(外来診療料を含む。)以外の検査、治療等の費用の請求については、診療報酬明細書は入院用を用いること。

第1節 初診料

A000 初診料

(1) 特に初診料が算定できない旨の規定がある場合を除き、患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった場合に、初診料を算定する。なお、同一の保険医が別の医

療機関において、同一の患者について診療を行った場合は、最初に診療を行った医療機関において初診料を算定する。

- (2) 患者が異和を訴え診療を求めた場合において、診断の結果、疾病と認むべき徴候のない場合にあっても初診料を算定できる。
- (3) 自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、 当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合には、初診料は算定できない。 ただし、当該治療(初診を除く。)については、医療保険給付対象として診療報酬を算 定できること。
- (4) (3)にかかわらず、健康診断で疾患が発見された患者が、疾患を発見した保険医以外の 保険医(当該疾患を発見した保険医の属する保険医療機関の保険医を除く。)において治療を開始した場合には、初診料を算定できる。
- (5) 労災保険、健康診断、自費等(医療保険給付対象外)により傷病の治療を入院外で受けている期間中又は医療法に規定する病床に入院(当該入院についてその理由等は問わない。)している期間中にあっては、当該保険医療機関において医療保険給付対象となる診療を受けた場合においても、初診料は算定できない。
- (6) 「注2」に規定する保険医療機関において、病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の保険医療機関等からの文書による紹介がなく、初診を行った場合は、「注1」の規定にかかわらず「注2」の所定点数を算定する。(緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。)この場合において、患者に対し十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意があった場合には、「注1」との差額に相当する療養部分について選定療養として、その費用を患者から徴収することができる。なお、保健所及び市町村等の医師が、健康診断等の結果に基づき治療の必要性を認め、当該患者に対し必要な診療が可能な保険医療機関を特定し、当該保険医療機関あてに文書による紹介を行った患者については、紹介のある患者とみなすことができる。

また、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合(以下「紹介率」という。)等が低いものとは、紹介率の実績が40%未満の特定機能病院及び一般病床の数が500床以上の地域医療支援病院(医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下同じ。)(ただし、逆紹介率の実績が30%以上の場合を除く。)をいう。紹介率及び逆紹介率の実績の算定期間は、報告年度の前年度1年間(ただし、前年度1年間の実績が基準に満たなかった保険医療機関については、報告年度の連続する6か月間)とし、当該期間の紹介率又は逆紹介率の実績が基準を上回る場合には、紹介率が低い保険医療機関とはみなされない。

※ 紹介率及び逆紹介率の計算については、下記のとおりとする。

紹介率 = (紹介患者数+救急患者数) ÷ 初診の患者数

逆紹介率 = 逆紹介患者数 ÷ 初診の患者数

なお、 初診の患者数、紹介患者数、逆紹介患者数、救急患者数については、特定機能支援病院は「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成五年二月一五日) (健政発第九八号)」により、地域医療支援病院は「医療法の一部を改正する法律の施行について(平成一〇年五月一九日)(健政発第六三九号)」により定めるものとすること。

(7) 特定機能病院及び一般病床の病床数が500床以上の地域医療支援病院のうち、前年度1

年間の紹介率の実績が40%未満かつ逆紹介率の実績が30%未満の保険医療機関においては、紹介率及び逆紹介率の割合を別紙様式28により、毎年10月に地方厚生(支)局長へ報告すること。なお、平成24年度改定後、最初の報告は平成24年10月に行うこと。また、報告を行った保険医療機関であって、報告年度の連続する6が月間で実績の基準を満たした保険医療機関については、翌年の4月1日までに地方厚生(支)局長へ報告すること。

- (8) (6)の取扱いについては、平成25年4月1日からの施行とする。
- (<u>9</u> 6) 現に診療継続中の患者につき、新たに発生した他の傷病で初診を行った場合には、当該新たに発生した傷病について初診料は算定できない。

ただし、「注3字」のただし書に規定する同一保険医療機関において、同一日に他の傷病(1つ目の診療科で診療を受けた疾病又は診療継続中の疾病と同一の疾病又は互いに関連のある疾病以外の疾病のことをいう。以下同じ。)について、新たに別の診療科(医療法上の標榜診療科のことをいう。)を初診として受診した場合(1つ目の診療科の保険医と同一の保険医から診察を受けた場合を除く。)は、現に診療継続中の診療科を除く診療科1つに限り、同ただし書の所定点数を算定できる。また、診療継続中以外の患者であって、同一日に他の傷病で2以上の診療科を初診として受診する場合においても、2つ目の診療科に限り、同ただし書の所定点数を算定できる。この場合において、「注4号」から「注7号」までに規定する加算は、算定できない。なお、患者が専門性の高い診療科を適切に受診できるよう保険医療機関が設置した総合外来等については、診療科とみなさず、総合外来等を受診後、新たに別の診療科を受診した場合であっても同ただし書の所定点数は算定できない。

- (10年) 患者が任意に診療を中止し、1月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において 診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、その際 の診療は、初診として取り扱う。なお、この場合において、1月の期間の計算は、暦月に よるものであり、例えば、2月10日~3月9日、9月15日~10月14日等と計算する。
- (118) (107) にかかわらず、慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合の診療は、初診として取り扱わない。
- (12章) A保険医療機関には、検査又は画像診断の設備がないため、B保険医療機関(特別の関係にあるものを除く。)に対して、診療状況を示す文書を添えてその実施を依頼した場合には、次のように取り扱うものとする。(区分番号「B009」診療情報提供料(I)の(5)~(7)を参照。)
 - ア B保険医療機関が単に検査又は画像診断の設備の提供にとどまる場合 B保険医療機関においては、診療情報提供料、初診料、検査料、画像診断料等は算定 できない。なお、この場合、検査料、画像診断料等を算定するA保険医療機関との間で 合議の上、費用の精算を行うものとする。
 - イ B保険医療機関が、検査又は画像診断の判読も含めて依頼を受けた場合 B保険医療機関においては、初診料、検査料、画像診断料等を算定できる。
- (<u>13</u>10) 乳幼児加算 初診料を算定しない場合には、特に規定する場合を除き、「注<u>4</u>3」の乳幼児加算は、 算定できない。
- (14++) 時間外加算

ア 各都道府県における医療機関の診療時間の実態、患者の受診上の便宜等を考慮して一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降(土曜日の場合は、午前8時前と正午以降)及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休診日とする保険医療機関における当該休診日とする。

ただし、午前中及び午後6時以降を診療時間とする保険医療機関等、当該標準による ことが困難な保険医療機関については、その表示する診療時間以外の時間をもって時間 外として取り扱うものとする。

- イ アにより時間外とされる場合においても、当該保険医療機関が常態として診療応需の 態勢をとり、診療時間内と同様の取扱いで診療を行っているときは、時間外の取扱いと はしない。
- ウ 保険医療機関は診療時間をわかりやすい場所に表示する。
- エ 時間外加算は、保険医療機関の都合(やむを得ない事情の場合を除く。)により時間 外に診療が開始された場合は算定できない。
- オ 時間外加算を算定する場合には、休日加算、深夜加算、時間外加算の特例又は夜間・ 早朝等加算については、算定しない。

(1512) 休日加算

- ア 休日加算の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)第3条に規定する休日をいう。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30 日及び31日は、休日として取り扱う。
- イ 休日加算は次の患者について算定できるものとする。
 - (イ) 客観的に休日における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる次に掲げる保険医療機関を受診した患者
 - ① 地域医療支援病院(医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院)
 - ② 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき認定された救急 病院又は救急診療所
 - ③ 「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年医発第692号)に規定された 保険医療機関又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づ けられている保険医療機関
 - (ロ) 当該休日を休診日とする保険医療機関に、又は当該休日を診療日としている保険 医療機関の診療時間以外の時間に、急病等やむを得ない理由により受診した患者 (上記(イ)以外の理由により常態として又は臨時に当該休日を診療日としている保 険医療機関の診療時間内に受診した患者を除く。)
- ウ 休日加算を算定する場合には、時間外加算、深夜加算、時間外加算の特例又は夜間・ 早朝等加算については、算定しない。

(16+3) 深夜加算

- ア 深夜加算は、初診が深夜に開始された場合に算定する。ただし、保険医療機関の都合 (やむを得ない事情の場合を除く。)により深夜に診療が開始された場合は算定できない。なお、深夜とは、いずれの季節においても午後10時から午前6時までの間をいう。
- イ いわゆる夜間開業の保険医療機関において、当該保険医療機関の診療時間又は診療態 勢が午後10時から午前6時までの間と重複している場合には、当該重複している時間帯

における診療については深夜加算は認められない。

- ウ 深夜加算は、次の患者について算定できるものとする。
 - (イ) 客観的に深夜における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる次に掲げる保険医療機関を受診した患者
 - ① 地域医療支援病院(医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院)
 - ② 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所
 - ③ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された保険医療機関又は地方自治 体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関
 - (ロ) 自己の表示する診療時間が深夜を含んでいない保険医療機関に、又は自己の表示する診療時間が深夜にまで及んでいる保険医療機関の当該表示する診療時間と重複していない深夜に、急病等やむを得ない理由により受診した患者(上記(イ)以外の理由により常態として又は臨時に当該深夜時間帯を診療時間としている保険医療機関に受診した患者を除く。)
- エ 深夜加算を算定する場合には、時間外加算、休日加算、時間外加算の特例又は夜間・ 早朝等加算については、算定しない。

(1714) 時間外加算の特例

- ア 当該特例の適用を受ける保険医療機関(以下「時間外特例医療機関」という。)とは、 客観的に専ら夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる次に 掲げる保険医療機関であって、医療法第30条の3の規定に基づき都道府県が作成する医 療計画に記載されている救急医療機関をいう。
 - ① 地域医療支援病院(医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院)
 - ② 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所
 - ③ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院
- イ 別に厚生労働大臣が定める時間とは、当該地域において一般の保険医療機関が概ね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間(深夜及び休日を除く。)とし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降(土曜日の場合は、午前8時前と正午以降)から、午後10時から午前6時までの間を除いた時間とする。
- ウ 時間外特例医療機関において、休日加算又は深夜加算に該当する場合においては、時間外加算の特例を算定せず、それぞれ休日加算、深夜加算を算定する。また、時間外加 算の特例を算定する場合には、時間外加算又は夜間・早朝等加算は算定しない。
- (<u>18</u>++5) 小児科(小児外科を含む。以下この部において同じ。)を標榜する保険医療機関における夜間、休日又は深夜の診療に係る特例
 - ア 夜間、休日及び深夜における小児診療体制の一層の確保を目的として、小児科を標榜する保険医療機関(小児科以外の診療科を併せて有する保険医療機関を含む。)について、6歳未満の乳幼児に対し、夜間、休日又は深夜を診療時間とする保険医療機関において夜間、休日又は深夜に診療が行われた場合にも、それぞれ時間外加算、休日加算又は深夜加算を算定できることとするものである。なお、診療を行う保険医が、小児科以外を担当する保険医であっても算定できるものであること。
 - イ 夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間とは、当該地域において一般の保険医療

機関が概ね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間 (深夜及び休日を除く。)とし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降(土曜日 の場合は、午前8時前と正午以降)から、午後10時から午前6時までの間を除いた時間 とする。

- ウ 休日加算の対象となる休日、深夜加算の対象となる深夜の基準は、「注<u>5</u>★」に係る 休日、深夜の基準の例によるものとする。
- エ 時間外加算、休日加算、深夜加算及び夜間・早朝等加算の併算定に係る取扱いは、 「注 5 **」の場合と同様である。

(1916) 夜間·早朝等加算

- ア 夜間・早朝等加算は、病院勤務医の負担の軽減を図るため、軽症の救急患者を地域の 身近な診療所において受け止めることが進むよう、診療所の夜間・早朝等の時間帯にお ける診療を評価するものである。
- イ 表示する診療時間とは、保険医療機関が診療時間として地域に周知している時間であって、来院した患者を常に診療できる体制にある時間又は計画的に訪問診療を行う時間をいう。この場合において、患者が来院したとしても、診療を受けることのできない時間(定期的に学校医、産業医の業務として保険医療機関を不在とする時間や、地域活動や地域行事に出席するとして保険医療機関を不在とする時間を含む。)は表示する診療時間に含まない。また、診療時間として表示している時間であっても、訪問診療に要する時間以外に、常態として当該保険医療機関に医師が不在となる場合は、表示する診療時間に含めない。
- ウ 夜間・早朝等とは、午後6時(土曜日にあっては正午)から午前8時までの間(深夜 (午後10時から午前6時までの間)及び休日を除く。)、休日又は深夜であって、当該 保険医療機関が表示する診療時間内の時間とする。
- エ 区分番号「C000」往診料を算定した場合にも、初診料に加えて夜間・早朝等加算 を算定できる。
- オ 夜間・早朝等加算は、当該加算の算定対象となる時間に受付を行った患者について算 定するものであり、多数の患者の来院による混雑や、保険医療機関の都合(やむを得な い事情の場合を除く。)により当該加算の算定対象となる時間に診療が開始された場合 は算定できない。
- カ 診療所の夜間・早朝等の時間帯の診療を評価した夜間・早朝等加算は、主として、保 険医療機関が診療応需の態勢を解いた後において、急患等やむを得ない事由により診療 を求められた場合には再び診療を行う態勢を準備しなければならないことを考慮して設 けられている時間外加算、深夜加算、休日加算とは明確に区分されるものである。
- キ 区分番号「D282-3」コンタクトレンズ検査料、区分番号「I010」精神科ナイト・ケア、区分番号「J038」人工腎臓の注1に規定する加算又は区分番号「J038-2」持続緩徐式血液濾過の注1に規定する加算を算定する場合においては、夜間・早朝等加算は算定しない。

第2節 再診料

A001 再診料

- (1) 再診料は、診療所又は一般病床の病床数が200床未満の病院において、再診の都度(同一日において2以上の再診があってもその都度)算定できる。ただし、2以上の傷病について同時に再診を行った場合の再診料は、当該1日につき1回に限り算定する。
- (2) 2以上の傷病について同時に再診を行った場合の再診料は、当該1日につき1回に限り 算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病(1つ目の診療科で診療を受けた疾病又は診療継続中の疾病と同一の疾病又は互いに関連のある疾病以外の疾病 のことをいう。)について、患者の意思に基づき、別の診療科(医療法上の標榜診療科の ことをいう。)を再診として受診した場合(1つ目の診療科の保険医と同一の保険医から 診察を受けた場合を除く。)は、現に診療継続中の診療科1つに限り、「注2」に掲げる 所定点数を算定できる。この場合において、「注3」から「注7」、「注9」及び「注1 0」に規定する加算は、算定できない。
- (3/2) A傷病について診療継続中の患者が、B傷病に罹り、B傷病について初診があった場合、当該初診については、初診料は算定できないが、再診料を算定できる。
- (48) 再診料における時間外加算、休日加算、深夜加算、時間外特例加算及び夜間・早朝等 加算の取扱いは、初診料の場合と同様である。
- (5→) 外来管理加算
 - ア 外来管理加算は、処置、リハビリテーション等(診療報酬点数のあるものに限る。) を行わずに計画的な医学管理を行った場合に算定できるものである。
 - イ 外来管理加算を算定するに当たっては、医師は丁寧な問診と詳細な身体診察(視診、 聴診、打診及び触診等)を行い、それらの結果を踏まえて、患者に対して症状の再確認 を行いつつ、病状や療養上の注意点等を懇切丁寧に説明するとともに、患者の療養上の 疑問や不安を解消するため次の取組を行う。

[提供される診療内容の事例]

1 問診し、患者の訴えを総括する。

「今日伺ったお話では、『前回処方した薬を飲んで、熱は下がったけれど、 咳が続き、痰の切れが悪い。』ということですね。」

2 身体診察によって得られた所見及びその所見に基づく医学的判断等の説明を 行う。

「診察した結果、頸のリンパ節やのどの腫れは良くなっていますし、胸の音も問題ありません。前回に比べて、ずいぶん良くなっていますね。」

- 3 これまでの治療経過を踏まえた、療養上の注意等の説明・指導を行う。 「先日の発熱と咳や痰は、ウイルスによる風邪の症状だと考えられますが、 ○○さんはタバコを吸っているために、のどの粘膜が過敏で、ちょっとした刺 激で咳が出やすく、痰がなかなか切れなくなっているようです。症状が落ち着 くまで、しばらくの間はタバコを控えて、部屋を十分に加湿し、外出するとき にはマスクをした方が良いですよ。」
- 4 患者の潜在的な疑問や不安等を汲み取る取組を行う。

「他に分からないことや、気になること、ご心配なことはありませんか。」 ウ 診察に当たっては、イに規定する項目のうち、患者の状態等から必要と思われるもの を行うこととし、必ずしも全ての項目を満たす必要はない。また、患者からの聴取事項 や診察所見の要点を診療録に記載する。

- エ 外来管理加算は、標榜する診療科に関係なく算定できる。ただし、複数科を標榜する 保険医療機関において、外来患者が2以上の傷病で複数科を受診し、一方の科で処置又 は手術等を行った場合は、他科においては外来管理加算は算定できない。
- オ 区分番号「C000」往診料を算定した場合にも、再診料に加えて外来管理加算を算 定できる。
- カ 投薬は本来直接本人を診察した上で適切な薬剤を投与すべきであるが、やむを得ない 事情で看護に当たっている者から症状を聞いて薬剤を投与した場合においても、再診料 は算定できるが、外来管理加算は算定できない。また、多忙等を理由に、ウに該当する 診療行為を行わず、簡単な症状の確認等を行ったのみで継続処方を行った場合にあって は、再診料は算定できるが、外来管理加算は算定できない。
- キ 「注<u>7</u>-6」の厚生労働大臣が別に定める検査とは、第2章第3部第3節生体検査料の うち、次の各区分に掲げるものをいう。

超音波検査等

脳波検査等

神経・筋検査

耳鼻咽喉科学的検査

眼科学的検査

負荷試験等

ラジオアイソトープを用いた諸検査

内視鏡検査

(6号) 電話等による再診

- ア 当該保険医療機関で初診を受けた患者について、再診以後、当該患者又はその看護に 当たっている者から直接又は間接(電話、テレビ画像等による場合を含む。)に、治療 上の意見を求められた場合に、必要な指示をしたときには、再診料を算定できる。
- イ 電話、テレビ画像等を通した再診(聴覚障害者以外の患者に係る再診については、ファクシミリ又は電子メール等によるものは含まない。)については、患者の病状の変化に応じ療養について医師の指示を受ける必要のある場合であって、当該患者又はその看護に当たっている者からの医学的な意見の求めに対し治療上必要な適切な指示をした場合に限り算定する。ただし、電話、テレビ画像等を通した指示等が、同一日における初診又は再診に附随する一連の行為とみなされる場合、時間おきに病状の報告を受ける内容のものである場合等には、再診料を算定できない。また、ファクシミリ又は電子メール等による再診については、再診の求めに速やかに応じた場合に限り算定できるものとし、この場合においては、診療録に当該ファクシミリ等の送受信の時刻を記載するとともに、当該ファクシミリ等の写しを貼付すること。
- ウ 乳幼児の看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合は、「注32」の乳幼児加算を算定する。
- エ 時間外加算を算定すべき時間、休日、深夜又は夜間・早朝等に患者又はその看護に当 たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合は、時間外加 算、休日加算、深夜加算又は夜間・早朝等加算を算定する。ただし、ファクシミリ又は

電子メール等による再診については、これらの加算は算定できない。

(76) 時間外対応地域医療貢献加算

- ア <u>時間外対応地域医療貢献</u>加算は、地域の身近な診療所において、患者からの休日・夜間等の問い合わせや受診に対応することにより、休日・夜間に病院を受診する軽症患者 の減少、ひいては病院勤務医の負担軽減につながるような取組を評価するものである。
- イ 当該加算を算定するに当たっては、当該保険医療機関<u>において</u>は、<u>算定する区分に応じた対応を行うとともに、</u>緊急時の対応体制や連絡先等について、院内掲示、連絡先を記載した文書の交付、診察券への記載等の方法により患者に対して周知すること。
- ウ 標榜時間外であっても、緊急病変時等において、患者から直接又は間接(電話、テレ ビ映像等による場合)に問い合わせがあった場合には、患者に対して必要な指導を行う こと。患者に周知している電話連絡先が診療所の場合には、転送可能な体制を取るなど、 原則として常に電話に応じること。なお、やむを得ない事由により、電話等による問い 合わせに応じることができなかった場合には、留守番電話等により対応した上で、速や かに患者に連絡を取ること。
- ウ素 電話等による相談の結果、緊急の対応が必要と判断された場合には、外来診療、往診、他の医療機関との連携又は緊急搬送等の医学的に必要と思われる対応を行うこと。 エオ なお、電話再診の場合であっても、時間外対応地域医療貢献</u>加算の算定が可能であること。
- (7) 健康保険法(大正11年法律第70号)における療養の給付又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)における療養の給付と労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)における療養補償給付を同時に受けている場合の再診料(外来診療料を含む。)は、主たる疾病の再診料(外来診療料を含む。)として算定する。なお、入院料及び往診料は、当該入院あるいは往診を必要とした疾病に係るものとして算定する。

A002 外来診療料

- (1) 外来診療料は、医療機関間の機能分担の明確化、請求の簡素化を目的として設定されたものであり、一般病床の病床数が200床以上の病院において算定する。
- (2) 「注2」に規定する保険医療機関において、病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の病院(一般病床の病床数が200床未満のものに限る。)又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院を受診した患者については、「注1」の規定にかかわらず、「注2」の所定点数を算定する。(緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。)この場合において、患者に対し十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意があった場合には、「注1」との差額に相当する療養部分について、選定療養としてその費用を患者から徴収することができる。

また、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものとは、区分番号「A000」初診料の(6)と同様である。

(3) 特定機能病院及び一般病床の病床数が500床以上の地域医療支援病院のうち、前年度1 年間の紹介率の実績が40%未満かつ逆紹介率の実績が30%未満の保険医療機関においては、 紹介率及び逆紹介率の割合を別紙様式28により、毎年10月に地方厚生(支)局長へ報告す ること。なお、平成24年度改定後、最初の報告は平成24年10月に行うこと。また、報告を 行った保険医療機関であって、報告年度の連続する6が月間で実績の基準を満たした保険 医療機関については、翌年の4月1日までに地方厚生(支)局長へ報告すること。

- (4) (2)の取扱いについては、平成25年4月1日からの施行とする。
- (5) 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病(1つ目の診療科で診療を受けた疾病又は診療継続中の疾病と同一の疾病又は互いに関連のある疾病以外の疾病のことをいう。)について、患者の意思に基づき、別の診療科(医療法上の標榜診療科のことをいう。)を再診として受診した場合(1つ目の診療科の保険医と同一の保険医から診療を受けた場合を除く。)は、現に診療継続中の診療科1つに限り、「注3」に掲げる所定点数を算定できる。この場合において、「注4」のただし書及び「注5」から「注7」までに規定する加算は、算定できない。
- (<u>6</u>+) 外来診療料の取扱いについては、再診料の場合と同様である。ただし、電話等による 再診料及び外来管理加算は算定できない。
- (<u>7</u> 3) 包括されている検査項目に係る検査の部の款及び注に規定する加算は、別に算定できない。ただし、検査の部の第1節第1款検体検査実施料の通則3に規定する加算は、検査の部において算定することができる。
- (8本) 外来診療料には、包括されている検査項目に係る判断料が含まれず、別に算定できる。 なお、当該検査項目が属する区分(尿・糞便等検査判断料又は血液学的検査判断料の2区 分)の判断料について、当該区分に属する検査項目のいずれをも行わなかった場合は、当 該判断料は算定できない。
- (<u>9</u> 5) 外来診療料には、包括されている処置項目に係る薬剤料及び特定保険医療材料料は含まれず、処置の部の薬剤料及び特定保険医療材料料の定めるところにより別に算定できる。また、熱傷に対する処置についても別に算定できる。
- (10 を) 爪甲除去 (麻酔を要しないもの)、穿刺排膿後薬液注入、後部尿道洗浄 (ウルツマン)、義眼処置、矯正固定、変形機械矯正術、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー 照射及び肛門処置は外来診療料に含まれ別に算定できない。

< 通則>

- 1 入院基本料、特定入院料及び短期滞在手術基本料は、基本的な入院医療の体制を評価するものであり、療養環境(寝具等を含む。)の提供、看護師等の確保及び医学的管理の確保等については、医療法の定めるところによる他、「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号)」等に従い、適切に実施するものとし、これに要する費用は、特に規定する場合を除き、入院基本料、特定入院料及び短期滞在手術基本料に含まれる。
- 2 1に規定する他、寝具等について次の基準のいずれかに該当しない場合には、入院基本料、 特定入院料、短期滞在手術基本料は算定できない。
 - (1) 患者の状態に応じて寝具類が随時利用できるよう用意されていること。なお、具備されるべき寝具は、敷布団(マットレスパッドを含む。)、掛布団(毛布、タオルケット、綿毛布を含む。)、シーツ類、枕、枕覆等である。
 - (2) 寝具類が常時清潔な状態で確保されていること。シーツ類は、週1回以上の交換がなされていること。
 - (3) 消毒は必要の都度行われていること。
- 3 入院期間の確認について(入院料の支払要件)
 - (1) 保険医療機関の確認等
 - ア 保険医療機関は、患者の入院に際し、患者又はその家族等に対して当該患者の過去3 か月以内の入院の有無を確認すること。過去3か月以内に入院がある場合は、入院の理 由を確認すること。同一傷病による入院である場合には前保険医療機関における入院期 間、算定入院基本料等及び入院に係る傷病名を当該患者の前保険医療機関又は保険者に 照会し、当該保険医療機関の入院初日に追加される選定療養に係る入院期間及び当該患 者の入院が選定療養に該当するか否かを確認すること。
 - イ 保険医療機関は、当該患者の退院に際しては、他保険医療機関からの当該患者の入院 履歴に係る問い合わせに対し速やかに対応できるよう必要な体制を整えておくこと。円 滑な運用のために別紙様式1又はこれに準ずる様式による文書を退院証明書として患者 に渡すことが望ましい。
 - ウ ア、イに定める確認等を怠っている場合は、入院料は算定できないものであること。
 - (2) 入院患者の申告等

患者は、入院に際しては、保険医療機関からの求めに応じ、自己の入院履歴を申告する こと。なお、虚偽の申告等を行った場合は、それにより発生する損失について、後日費用 徴収が行われる可能性があるものである。

4 1日入院

眼科、耳鼻科等において手術を行い、同一の日に入院及び退院した場合、医師が入院の必要を認めて病室に入院させて入院医療が行われた場合にあっては、入院基本料又は特定入院料を 算定できるが、単なる覚醒、休養等の目的で入院させた場合は、入院基本料又は特定入院料は 算定しない。なお、短期滞在手術基本料については、第4節に規定するところによる。

- 5 入院中の患者の他医療機関への受診
 - (1) 入院中の患者が、当該入院の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、入院している保険

医療機関(以下本項において「入院医療機関」という。)以外での診療の必要が生じた場合は、他の保険医療機関(以下本項において「他医療機関」という。)へ転医又は対診を求めることを原則とする。

- (2) 入院中の患者 (DPC算定病棟に入院している患者を除く。) に対し他医療機関での診療が必要となり、当該入院中の患者が他医療機関を受診した場合(当該入院医療機関にて診療を行うことができない専門的な診療が必要となった場合等のやむを得ない場合に限る。) は、他医療機関において当該診療に係る費用を算定することができる。ただし、短期滞在手術基本料2及び3、医学管理等(診療情報提供料及び(6)のただし書に規定する区分番号「J038」人工腎臓に係る慢性維持透析患者外来医学管理料は除く。)、在宅医療、投薬、注射(当該専門的な診療に特有な薬剤を用いた受診日の投薬又は注射に係る費用を除き、処方料、処方せん料及び外来化学療法加算を含む。) 及びリハビリテーション(言語聴覚療法に係る疾患別リハビリテーション料を除く。) に係る費用は算定できない。
- (3) (2)のただし書にかかわらず、出来高入院料を算定する病床に入院している患者の場合 には、他医療機関における診療に要する費用のうち、当該専門的な診療に特有な薬剤を用 いた投薬に係る費用は算定できる。
- (4) 本通則において、出来高入院料とは、特定入院料、一般病棟入院基本料(注13の規定に より療養病棟入院基本料1の例により算定する場合に限る。)、療養病棟入院基本料、有 床診療所療養病床入院基本料及び特定入院基本料を除く入院基本料をいう。
- (5) 入院中の患者が他医療機関を受診する場合には、入院医療機関は、当該他医療機関に対し、当該診療に必要な診療情報(当該入院医療機関での算定入院料及び必要な診療科を含む。)を文書により提供する(これらに要する費用は患者の入院している保険医療機関が負担するものとする。)とともに、診療録にその写しを添付すること。
- (6) (2)の規定により入院中の患者が他医療機関を受診する日の入院医療機関における診療報酬の算定については、以下のとおりとすること。この場合において、1点未満の端数があるときは、小数点以下第一位を四捨五入して計算すること。
 - ア 入院医療機関において、当該患者が出来高入院料を算定している場合は、出来高入院料は当該出来高入院料の基本点数の30%を控除した点数により算定すること。<u>ただし、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(結核病棟及び精神病棟に限る。)又は有床診療所入院基本料を算定している場合であって、透析又は共同利用を進めている機器による検査(PET、光トポグラフィー又は中枢神経磁気刺激による誘発筋電図検査)のみを目的として他医療機関を受診した場合は、当該出来高入院料の基本点数の15%を控除した点数により算定する。</u>
 - イ 入院医療機関において、当該患者が特定入院料、一般病棟入院基本料(注13の規定に より療養病棟入院基本料1の例により算定する場合に限る。)、療養病棟入院基本料、 有床診療所療養病床入院基本料又は特定入院基本料(以下、通則において「特定入院料等」という。)を算定している場合であって、当該他医療機関において特定入院料等に 含まれる診療に係る費用(特掲診療料に限る。)を算定する場合は、特定入院料等は、 当該特定入院料等の基本点数の70%を控除した点数により算定すること。ただし、精神 科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病

棟入院料又は認知症治療病棟入院料を算定している場合であって、透析又は共同利用を進めている機器による検査(PET、光トポグラフィー又は中枢神経磁気刺激による誘発筋電図検査)のみを目的として他医療機関を受診した場合は、当該特定入院料等の基本点数の55%を控除した点数により算定する。この場合において、認知症治療病棟入院料を算定している患者であって透析のみを目的として他医療機関を受診する患者については、入院日から起算して61日以上の場合に限る。

- ウ 入院医療機関において、当該患者が特定入院料等を算定している場合であって、当該他医療機関において特定入院料等に含まれる診療に係る費用(特掲診療料に限る。)を算定しない場合は、特定入院料等は、当該特定入院料等の基本点数の30%を控除した点数により算定すること。ただし、有床診療所療養病床入院基本料を算定している場合であって、透析又は共同利用を進めている機器による検査(PET、光トポグラフィー又は中枢神経磁気刺激による誘発筋電図検査)のみを目的として他医療機関を受診した場合、又は、認知症治療病棟入院料を算定している場合(入院日から起算して60日以内に限る)であって、透析のみを目的として他医療機関受診をした場合は、当該特定入院料等の基本点数の15%を控除した点数により算定する。
- (7) 他医療機関において診療を行った場合には、入院医療機関から提供される当該患者に係る診療情報に係る文書を診療録に添付するとともに、診療報酬明細書の摘要欄に「入院医療機関名」、「当該患者の算定する入院料」、「受診した理由」、「診療科」及び「他(受診日数:○日)」を記載すること。
- (8) 入院医療機関においては、診療報酬明細書の摘要欄に、「他医療機関を受診した理由」、「診療科」及び「他 (受診日数:〇日)」を記載すること。ただし、特定入院料等を15 %又は30%減算する場合には、他医療機関のレセプトの写しを添付すること。
- (9) 入院中の患者(DPC算定病棟に入院している患者であって「診療報酬の算定方法」により入院料を算定する患者に限る。)に対し他医療機関での診療が必要となり、当該入院中の患者が他医療機関を受診した場合(当該入院医療機関にて診療を行うことができない専門的な診療が必要となった場合等のやむを得ない場合に限る。)の他医療機関において実施された診療にかかる費用は、入院医療機関の保険医が実施した診療の費用と同様の取扱いとし、入院医療機関において算定すること。なお、この場合の医療機関間での診療報酬の分配は、相互の合議に委ねるものとする。

6 外泊期間中の入院料等

(1) 入院患者の外泊期間中の入院料等については、入院基本料(療養病棟入院基本料を算定する療養病棟にあっては、外泊前日の入院基本料)の基本点数の15%又は特定入院料の15%を算定するが、精神及び行動の障害の患者について治療のために外泊を行わせる場合は更に15%を算定できる。ただし、入院基本料の基本点数又は特定入院料の30%を算定することができる期間は、連続して3日以内に限り、かつ月(同一暦月)6日以内に限る。

外泊中の入院料等を算定する場合においては、その点数に1点未満の端数があるときは、 小数点以下第一位を四捨五入して計算するものとする。

なお、当該外泊期間は、7の入院期間に算入する。

(2) 入院中の患者が在宅医療に備えて一時的に外泊するに際して、当該在宅医療に関する指

導管理が行われた場合は、(1)に規定する点数に加えて、区分番号C100に掲げる退院 前在宅療養指導管理料を、外泊初日に1回に限り算定できる。

7 入院期間の計算

(1) 入院の日とは、入院患者の保険種別変更等の如何を問わず、当該保険医療機関に入院した日をいい、保険医療機関ごとに起算する。

また、A傷病により入院中の患者がB傷病に罹り、B傷病についても入院の必要がある場合(例えば、結核で入院中の患者が虫垂炎で手術を受けた場合等)又はA傷病が退院できる程度に軽快した際に他の傷病に罹り入院の必要が生じた場合においても、入院期間はA傷病で入院した日を起算日とする。

(2) (1)にかかわらず、保険医療機関を退院後、同一傷病により当該保険医療機関又は当該 保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関に入院した場合の入院期間は、当該保険医 療機関の初回入院日を起算日として計算する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、新たな入院日を起算日とする。

- ア 1傷病により入院した患者が退院後、一旦治癒し若しくは治癒に近い状態までになり、 その後再発して当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機 関に入院した場合
- イ 退院の日から起算して3月以上(悪性腫瘍又は「特定疾患治療研究事業について」 (昭和48年4月17日衛発第242号)の別紙の第3に掲げる疾患に罹患している患者については1月以上)の期間、同一傷病について、いずれの保険医療機関に入院又は介護老人保健施設に入所(短期入所療養介護費を算定すべき入所を除く。)することなく経過した後に、当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関に入院した場合
- (3) 「特別の関係」とは、次に掲げる関係をいう。
 - ア 当該保険医療機関等と他の保険医療機関等の関係が以下のいずれかに該当する場合に、 当該保険医療機関等と当該他の保険医療機関等は特別の関係にあると認められる。
 - (イ) 当該保険医療機関等の開設者が、当該他の保険医療機関等の開設者と同一の場合
 - (ロ) 当該保険医療機関等の代表者が、当該他の保険医療機関等の代表者と同一の場合
 - (ハ) 当該保険医療機関等の代表者が、当該他の保険医療機関等の代表者の親族等の場合
 - (二) 当該保険医療機関等の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の保険 医療機関等の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合
 - (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合(人事、資金等の関係を通じて、当該保険医療機関等が、当該他の保険医療機関等の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に限る。)
 - イ 「保険医療機関等」とは、保険医療機関である病院若しくは診療所、介護老人保健施 設又は指定訪問看護事業者をいう。
 - ウ 「親族等」とは、親族関係を有する者及び以下に掲げる者をいう。
 - (イ) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (ロ) 使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生 計を維持しているもの

- (ハ) (イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- 8 病棟移動時の入院料

同一保険医療機関内の病棟(病室及び治療室を含む。)から病棟(病室及び治療室を含む。)に移動した日の入院料の算定については、移動先の病棟(病室及び治療室を含む。)の 入院料(入院基本料又は特定入院料)を算定する。

9 退院時処方に係る薬剤料の取扱い

投薬に係る費用が包括されている入院基本料(療養病棟入院基本料等)又は特定入院料(特殊疾患病棟入院料等)を算定している患者に対して、退院時に退院後に在宅において使用する ための薬剤(在宅医療に係る薬剤を除く。)を投与した場合は、当該薬剤に係る費用(薬剤料に限る。)は、算定できる。

- 10 定数超過入院に該当する保険医療機関、医療法に定める人員標準を著しく下回る保険医療機関の取扱いについては、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法(平成18年厚生労働省告示第104号)」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知する。
- 11 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、及び機能対策及び栄養管理体制について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に限り入院基本料(特別入院基本料(7対1特別入院基本料及び10対1特別入院基本料を含む。)及び特定入院基本料を含む。)、特定入院料又は短期滞在手術基本料3の算定を行うものであり、基準に適合していることを示す資料等を整備しておく必要がある。
- 12 救急患者として受け入れた患者が、処置室、手術室等において死亡した場合は、当該保険医療機関が救急医療を担う施設として確保することとされている専用病床(区分番号「A20 5」救急医療管理加算、乳幼児救急医療管理加算又は区分番号「A300」救命救急入院料を 算定する病床に限る。)に入院したものとみなすものであること。
- 13 退院が特定の時間帯に集中している場合の入院基本料の算定について
 - (1) 以下のいずれも満たす病棟を有する医療機関を対象とする。
 - <u>アー般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入</u> 院基本料を算定している病棟を有する保険医療機関であること。
 - イ 当該病棟の退院全体のうち、正午までに退院するものの割合が90%を超える保険医療 機関であること。
 - (2) 減算の対象となる入院基本料は、一般病棟入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)及び専門病院入院基本料のうち、当該病棟 に30日を超えて入院している者の退院日の入院基本料であって、以下のいずれも満たすも のとする。
 - ア 退院日に1000点以上の処置又は手術を算定していないもの。
 - イ 退院調整加算又は新生児特定集中治療室退院調整加算を算定していないもの。
 - (3) (1)のイに係る計算式は退院日に一般病棟入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定している患者を対象として、以下のいずれかの方法によること。
 - ア電子カルテ等で退院時間が明らかな場合については、以下により算定する。
 - 1月あたりの当該病棟の退院患者のうち、正午以前に退院した患者数/1月あたりの退院

患者数

イ 退院時間が明らかでない場合は、毎月16日を含む1週間(例えば16日が火曜日の場合は14日(日)から20日(土)までの7日間)に当該病棟を退院した患者を対象とし、該当する退院患者の退院日、退院日前日の食事回数をもとに以下により算定する。

(退院日前日に退院患者に提供した夕食数-退院日に退院患者に提供した昼食数)/ 退院日前日に退院患者に提供した夕食数

- ウ ア又はイのいずれかの方法により、直近6か月の月ごとの割合を算定し、当該6か月 のいずれも9割以上の場合、翌月から(2)に該当する入院基本料は、所定点数の100 分の92に相当する点数により算定する。
- (4) (1)から(3)までの規定は平成24年10月1日より適用する。
- 14 入院日及び退院日が特定の日に集中している場合の入院基本料の算定について
 - (1) 以下のいずれも満たす保険医療機関を対象とする。
 - ア 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基(一般病棟に限る。)本料又は専門病院 入院基本料を算定している病棟を有する保険医療機関。
 - イ アに掲げる病棟の入院全体のうち金曜日に入院したものの割合と、退院全体のうち月曜日に退院したもの割合の合計が40%以上の保険医療機関。
 - (2) 減算の対象となる入院基本料は、金曜日に入院した患者の入院基本料(一般病棟入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)及び専門病院入院基本料をいう。以下この項目において同じ。)又は月曜日に退院した患者の入院基本料とするが、金曜日に入院した患者については、入院日直後の土曜日及び日曜日の入院基本料であって、当該日に1000点以上の処置又は手術を伴わないものであり、月曜日に退院した患者については、退院日直前の土曜日及び日曜日の入院基本料であって、当該日に1000点以上の処置又は手術を伴わないものとする。金曜日に入院し、月曜日に退院した患者については、要件を満たす入院日直後の土曜日及び日曜日、退院日直前の土曜日及び日曜日のいずれも減算の対象となる。なお、金曜日に入院し、その直後の月曜日に退院した患者については、要件を満たす土曜日及び日曜日の入院基本料は所定点数の100分の92に相当する点数により算定することとする。
 - (3) (1) イに係る計算式は入院患者は入院日に一般病棟入院基本料(特別入院基本料を含む)、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定している患者、退院患者は退院日に一般病棟入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定している患者を対象として、以下の方法による。
 - <u>(1月あたりの金曜日入院患者数/1月あたりの全入院患者数)×100</u>
 - + (1月あたりの月曜日退院患者数/1月あたりの全退院患者数)×100

直近6か月の月ごとの割合を算定し、当該6か月のいずれも4割以上の場合、翌月より (2)に該当する入院基本料を減算する。

(4) (1)から(3)までの規定は平成24年10月1日より適用する。

第1節 入院基本料

A100 一般病棟入院基本料

- (1) 一般病棟入院基本料は、「注1」の入院基本料及び「注2」の特別入院基本料(7対1 特別入院基本料及び10対1特別入院基本料を含む。)から構成され、「注1」の入院基本 料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た一 般病棟に入院している患者について、7対1入院基本料等の各区分の所定点数を算定し、 「注2」の特別入院基本料については、届け出た一般病棟に入院している患者について算 定する。
- (2) 当該保険医療機関において複数の一般病棟がある場合には、当該病棟のうち、障害者施設等入院基本料等又は特殊疾患病棟入院料等の特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)を算定する病棟以外の病棟については、同じ区分の一般病棟入院基本料を算定するものとする。ただし、別紙〇に掲げる医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関(特定機能病院、200床以上の病院、DPC対象病院、一般病棟7対1入院基本料及び一般病棟10対1入院基本料を算定している病院を除く。)の一般病棟においては、病棟ごとに違う区分の入院基本料を算定しても差し支えない。
- (3) 「注3」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に定める起算日とする。
- (4) 「注4」に規定する重症児(者)受入連携加算は、集中治療を経た新生児等を急性期の 医療機関から受け入れ、病態の安定化のために密度の高い医療を提供することを評価した ものであり、入院前の医療機関において区分番号「A238-3」新生児特定集中治療室 退院調整加算が算定された患者を一般病棟(13対1入院基本料又は15対1入院基本料に限 る)で受け入れた場合に入院初日に算定する。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通 則5に定める起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。
- (5) 「注 5」に規定する救急・在宅等支援病床初期加算は、急性期医療の後方病床を確保し、 在宅患者や介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等 (以下「介護老人保健施設等」という。)入所者等の状態が軽度悪化した際に入院医療を 提供できる病床を確保することにより、急性期医療を支えることを目的として、一般病棟 (13対1入院基本料又は15対1入院基本料に限る。)が有する以下のような機能を評価し たものであり、転院又は入院した日から起算して14日を限度に算定できる。当該加算を算 定するに当たっては、入院前の患者の居場所(転院の場合は入院前の医療機関名)、自院 の入院歴の有無、入院までの経過等を診療録に記載すること。
 - ア 急性期医療を担う病院に入院し、急性期治療を終えて一定程度状態が安定した患者を速やかに一般病棟が受け入れることにより、急性期医療を担う病院を後方支援する。急性期医療を担う病院の一般病棟とは、具体的には、7対1入院基本料、10対1入院基本料(一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料に限る。)、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、加児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、一類感染症患者入院医療管理料、特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料を算定する病棟であること。なお、同一医療機関において当該一般病棟に転棟した患者については、算定できない。
 - イ 介護老人保健施設等又は自宅で療養を継続している患者が、軽微な発熱や下痢等の症 状をきたしたために入院医療を要する状態になった際に、一般病棟(13対1入院基本料

又は15対1入院基本料に限る。)が速やかに当該患者を受け入れる体制を有していることにより、自宅や介護老人保健施設等における療養の継続を後方支援する。なお、本加算を算定する一般病棟を有する病院に介護老人保健施設等が併設されている場合は、当該併設介護老人保健施設等から受け入れた患者については算定できないものとする。

- (6) 「注6」に規定する看護必要度加算は、10対1入院基本料を算定する病棟であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす病棟に入院している患者について算定すること。
- (<u>7</u>→) 「注<u>7</u>→」に規定する一般病棟看護必要度評価加算は、<u>13</u>→対1入院基本料を算定する病棟であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす病棟に入院しており、看護必要度の測定が行われた患者について算定すること。
- (<u>8</u> 5) 「注<u>8</u> 5」に規定する特定患者は、特定入院基本料(<u>939</u> 928 点又は790点) を算定すること。
- (96) 特定患者とは、90日を超える期間、同一の保険医療機関(特別の関係にある保険医療機関を含む。)の一般病棟 (13対1入院基本料及び15対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟に限る。)に入院している患者であって、当該90日を経過する日の属する月(90日経過後にあってはその後の各月とする。以下、下の表において単に「月」という。)に下の表の左欄に掲げる状態等にあって、中欄の診療報酬点数に係る療養のいずれかについて、右欄に定める期間等において実施している患者(以下「基本料算定患者」という。)以外のものをいう。

なお、左欄に掲げる状態等にある患者が、退院、転棟又は死亡により右欄に定める実施 の期間等を満たさない場合においては、当該月の前月に基本料算定患者であった場合に限 り、当該月においても同様に取り扱うこととする。

状態等	診療報酬点数	実施の期間等
1 難病患者等入院診療加算	難病患者等入院診療加算	当該加算を算定している期間
を算定する患者		
2 重症者等療養環境特別加	重症者等療養環境特別加算	当該加算を算定している期間
算を算定する患者		
3 重度の肢体不自由者(脳		左欄の状態にある期間
卒中の後遺症の患者及び認		
知症の患者を除く。)、脊		
髄損傷等の重度障害者(脳		
卒中の後遺症の患者及び認		
知症の患者を除く。)、重		
度の意識障害者、筋ジスト		
ロフィー患者及び難病患者		
等(※1参照)		
4 悪性新生物に対する治療	動脈注射	左欄治療により、集中的な入
(重篤な副作用のおそれが	抗悪性腫瘍剤局所持続注入	院加療を要する期間
あるもの等に限る。)を実	点滴注射	
施している状態(※2参	中心静脈注射	

照)	骨髄内注射	
	放射線治療(エックス線表在	
	治療又は血液照射を除く。)	
5 観血的動脈圧測定を実施	観血的動脈圧測定	当該月において2日以上実施
している状態		していること
6 リハビリテーションを実	心大血管疾患リハビリテーシ	週3回以上実施している週
施している状態(患者の入	ョン、脳血管疾患等リハビリ	が、当該月において2週以上
院の日から起算して180日ま	テーション、運動器リハビリ	であること
での間に限る。)	テーション及び呼吸器リハビ	
	リテーション	
7 ドレーン法若しくは胸腔	ドレーン法 (ドレナージ)	当該月において2週以上実施
又は腹腔の洗浄を実施して	胸腔穿刺	していること
いる状態 (※3参照)	腹腔穿刺	
8 頻回に喀痰吸引・排出を	喀痰吸引、干渉低周波去痰器	1日に8回以上(夜間を含め
実施している状態(※3参	による喀痰排出	約3時間に1回程度)実施し
照)	気管支カテーテル薬液注入法	ている日が、当該月において
		20日以上であること
9 人工呼吸器を使用してい	間歇的陽圧吸入法、体外式陰	当該月において1週以上使用
る状態	圧人工呼吸器治療	していること
	人工呼吸	
10 人工腎臟、持続緩徐式血	人工腎臟、持続緩徐式血液濾	各週2日以上実施しているこ
液濾過又は血漿交換療法を	過	ک
実施している状態	血漿交換療法	当該月において2日以上実施
		していること
11 全身麻酔その他これに準	脊椎麻酔	
ずる麻酔を用いる手術を実	開放点滴式全身麻酔	
施し、当該疾病に係る治療	マスク又は気管内挿管による	
を継続している状態(当該	閉鎖循環式全身麻酔	
手術を実施した日から起算		
して30日までの間に限		
る。)		
12 前各号に掲げる状態に準		
ずる状態にある患者(※4		
参照)		

- %1 3の左欄に掲げる状態等にある患者は具体的には以下のような状態等にあるものをいう。
 - a 重度の肢体不自由者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。以下単に「重度の肢体不自由者」という。)及び脊髄損傷等の重度障害者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。以下単に「脊髄損傷等の重度障害者」という。)

なお、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者については、当該傷病が主たる 傷病である患者のことをいう。

b 重度の意識障害者

重度の意識障害者とは、次に掲げる者をいう。なお、病因が脳卒中の後遺症で あっても、次の状態である場合には、重度の意識障害者となる。

ア 意識障害レベルがJCS(Japan Coma Scale)でⅡ-3 (又は30) 以上又はGCS (Glasgow Coma Scale) で8点以下の状態が2週以上持続している患者イ 無動症の患者 (閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等)

c 以下の疾患に罹患している患者

筋ジストロフィー、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎及びもやもや病(ウイリス動脈輪閉塞症)

- ※2 4の「重篤な副作用のおそれがあるもの等」とは、以下のものである。
 - a 肝障害、間質性肺炎、骨髄抑制、心筋障害等の生命予後に影響を与えうる臓器 障害を有する腫瘍用薬による治療
 - b 放射線治療
 - c 末期の悪性新生物に対する治療
- ※3 7に係る胸腔穿刺又は腹腔穿刺を算定した場合は、当該胸腔穿刺又は腹腔穿刺に 関し洗浄を行った旨を診療報酬明細書に記載すること。

また、8に係る喀痰吸引又は干渉低周波去痰器による喀痰排出を算定した場合は、 当該喀痰吸引又は干渉低周波去痰器による喀痰排出を頻回に行った旨を診療報酬明 細書に、その実施時刻及び実施者について診療録等に記載すること。

- ※4 基本診療料の施設基準等別表第四第十二号に規定する「前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者」は、基本診療料の施設基準等別表第四第一号から第十一号の各号に掲げる状態に該当しない一般病棟入院基本料を算定する病棟に入院している患者であって、当該患者が入院している保険医療機関が退院や転院に向けて努力をしており、その状況について、別紙様式27により地方厚生(支)局長に届け出ているものとする。なお、当該届出は毎月行うものとし、当該診療月の翌月10日までに届け出るものとする。
- (10年) 一般病棟入院基本料(特定入院基本料を除く。)の算定患者が90日を超える期間一般病棟に入院している場合 ((13)に規定するアの方法により算定している患者を除く。) は、平均在院日数の算定の対象から除外すること。このため、一般病棟入院基本料の算定患者を入院させる保険医療機関においては、当該患者の人数等が明確に分かるような名簿を月ごとに作成し、適切に管理しておく必要があること。

(118) 基本診療料の施設基準等別表第五に掲げる画像診断及び処置並びにこれらに伴い使用する薬剤、特定保険医療材料又は区分番号「J201」に掲げる酸素加算の費用並びに浣腸、注腸、吸入等基本診療料に含まれるものとされている簡単な処置及びこれに伴い使用する薬剤又は特定保険医療材料の費用については特定入院基本料に含まれる。

なお、特定入院基本料を算定する日に使用するものとされた投薬に係る薬剤料は、特定 入院基本料に含まれているものであるため別に算定できない。

- (<u>12</u>→) 一般病棟入院基本料を算定する病棟については、「注<u>12</u>→」に掲げる入院基本料等加算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。
- (13) 13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟に入院している患者であって、 当該病棟に90日を超えて入院する患者については、下記のいずれかにより算定する。
 - ア 引き続き一般病棟入院基本料を算定する。(平均在院日数の算定の対象となる。)
 - イ 一般病棟入院基本料の「注13」の規定により、区分番号「A101」療養病棟入院 基本料1の例により算定する。(平均在院日数の算定の対象とならない。)

上記については、当該保険医療機関の病棟ごとの取扱いとなるが、上記イにより算定する場合については、あらかじめ地方厚生(支)局長に届け出た病棟に限る。なお、当該取扱いについては、平成24年10月1日からとする。

- (14) (13) のイにより、区分番号「A 1 0 1」の療養病棟入院基本料1の例により算定する 場合の費用の請求については、当該保険医療機関に入院した日を入院初日として、下記の とおりとする。
 - ア 区分番号「A101」療養病棟入院基本料の注3に規定する費用は入院基本料に含まれるため、別に算定できない。
 - イ 区分番号「A101」療養病棟入院基本料の注4に規定する褥瘡評価実施加算を算 定することができる。
 - ウ 区分番号「A 1 0 1」療養病棟入院基本料の注 5 に規定する重症児(者)受入連携 加算及び注 6 に規定する救急・在宅等支援療養病床初期加算は算定することができな い。
 - <u>エ 区分番号「A101」の注7に規定する加算のうち、以下のものを算定することが</u>できる。
 - (イ) 乳幼児加算・幼児加算
 - (ロ) 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
 - (ハ) 地域加算
 - (二) 離島加算
 - (ホ) HIV感染者療養環境特別加算
 - (へ) 療養病棟療養環境加算(別に届出を行った場合に限る。)
 - (ト) 重症皮膚潰瘍管理加算(別に届出を行った場合に限る。)
 - (チ) 栄養サポートチーム加算 (ただし、当該保険医療機関に入院した日を入院初日 と起算して算定する。)
 - (リ) 退院調整加算 (ただし、当該保険医療機関に入院した日を入院初日として、区 分番号「A238」退院調整加算の2に規定する療養病棟入院基本料の場合の例 によりハ又はニを算定する。)

- (ヌ) 地域連携認知症支援加算
- (ル) 総合評価加算
- オ 区分番号「B005-7」認知症専門診断管理料の算定に当たっては、(13)のイ により区分番号「A101」の療養病棟入院基本料1の例により算定する患者を、 「療養病棟に入院している患者」とみなす。
- (15) 「注13」の規定により、区分番号「A101」の療養病棟入院基本料1の入院基本料Aから入院基本料Fのいずれかを算定する場合にあっては、定期的(少なくとも月に1回)に患者又はその家族に対して、当該患者の病状や治療内容等の入院療養の状況及び各区分への該当状況について、別紙様式2又はこれに準ずる様式により作成した書面又はその写しを交付のうえ、十分な説明を行うとともに診療録に貼付しておくこと。また、疾患及び状態等並びにADLの判定基準による判定結果について、療養に要する費用の請求の際に、併せて提出すること。

A 1 0 1 療養病棟入院基本料

- (1) 療養病棟入院基本料は、「注1」の入院基本料及び「注2」の特別入院基本料から構成され、「注1」の入院基本料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た療養病棟に入院している患者について、別に厚生労働大臣が定める区分(1日に2つ以上の区分に該当する場合には、該当するもののうち最も高い点数の区分)に従い、当該患者ごとに入院基本料A等の各区分の所定点数を算定し、「注2」の特別入院基本料については、届け出た療養病棟に入院している患者について算定する。ただし、「注1」の入院基本料を算定している場合において、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の一般病棟へ転棟する場合にはその前日を1日目として3日前までの間、別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合にはその当日を1日目として3日前までの間は、その日ごとに入院基本料Iを算定することができる。
- (2) 当該保険医療機関において複数の療養病棟がある場合には、当該病棟のうち、回復期リハビリテーション病棟入院料等の特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)を算定する病棟以外の病棟については、「注1」の入院基本料又は「注2」の特別入院基本料のいずれか一方を算定するものとする。
- (3) 「注1」の入院基本料のうち、入院基本料Aから入院基本料Fのいずれかの算定に当たっては、定期的(少なくとも月に1回)に患者又はその家族に対して、当該患者の病状や治療内容等の入院療養の状況及び各区分への該当状況について、別紙様式2又はこれに準ずる様式により作成した書面又はその写を交付のうえ十分な説明を行うとともに診療録に貼付しておくこと。また、やむを得ない理由により説明を行うことが困難な場合であっても、患者又はその家族の求めに応じ、当該書面又はその写を交付するとともに診療録に貼付しておくこと。なお、患者又はその家族への説明に当たり、特に悪性腫瘍等の患者に対しては、患者本人の治療方針に関する理解状況を踏まえ、療養上著しく不適切なことが生じないよう配慮すること。
- (4) 基本診療料の施設基準等別表第五に掲げる画像診断及び処置並びにこれらに伴い使用する薬剤、特定保険医療材料又は区分番号「J201」酸素加算の費用並びに浣腸、注腸、吸入等基本診療料に含まれるものとされている簡単な処置及びこれに伴い使用する薬剤又は特定保険医療材料の費用については療養病棟入院基本料に含まれる。なお、療養病棟入

院基本料を算定する日に使用するものとされた投薬に係る薬剤料は、療養病棟入院基本料に含まれているものであるため別に算定できない。ただし、「注1」のただし書の規定により、入院基本料Iを算定する場合については、この限りではない。

- (5) 療養病棟入院基本料を算定する病棟は主として長期にわたり療養の必要な患者が入院する施設であり、医療上特に必要がある場合に限り他の病棟への患者の移動は認められるが、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載する。なお、「注1」のただし書の規定により入院基本料Iを算定した場合においても、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載する。
- (6) 療養病棟入院基本料を算定するに当たっては、次の点に留意する。
 - ア 定期的(少なくとも月に1回)に患者の状態の評価及び入院療養の計画を見直し、その要点を診療録に記載する。なお、入院時と退院時のADLの程度を診療録に記載する。 イ 患者の状態に著しい変化がみられた場合には、その都度、患者の状態を評価した上で、 治療ケアを見直し、その要点を診療録に記載する。
- (7) 「注5」に規定する重症児(者)受入連携加算は、集中治療を経た新生児等を急性期の 医療機関から受け入れ、病態の安定化のために密度の高い医療を提供することを評価した ものであり、入院前の医療機関において区分番号「A238-3」新生児特定集中治療室 退院調整加算が算定された患者を、療養病棟で受け入れた場合に入院初日に算定する。な お、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に定める起算日のことをいい、入院期間が通 算される再入院の初日は算定できない。
- (8年) 注 6 をに規定する救急・在宅等支援療養病床初期加算は、急性期医療の後方病床を確保し、在宅患者や介護保険施設入所者等の状態が軽度悪化した際に入院医療を提供できる病床を確保することにより、急性期医療を支えることを目的として、療養病棟が有する以下のような機能を評価したものであり、転院、入院又は転棟した日から起算して14日を限度に算定できる。
 - ア 急性期医療を担う病院の一般病棟に入院し、急性期治療を終えて一定程度状態が安定した患者を、速やかに療養病棟が受け入れることにより、急性期医療を担う病院を後方支援する。急性期医療を担う病院の一般病棟とは、具体的には、7対1入院基本料、10対1入院基本料(一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料に限る。)、13対1入院基本料(一般病棟入院基本料に限る。)を算定する病棟であること。ただし、13対1入院基本料及び15対1入院基本料を算定する保険医療機関にあっては、区分番号「A205」救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算・乳の届出を行っている場合に限るものとする。また、一般病棟と療養病棟が同一の病院に併存する場合で、当該一般病棟から療養病棟に転棟した患者については、1回の転棟に限り算定できるものとする。
 - イ 介護保険施設、居住系施設等又は自宅で療養を継続している患者が、軽微な発熱や下 痢等の症状をきたしたために入院医療を要する状態になった際に、療養病棟が速やかに 当該患者を受け入れる体制を有していることにより、自宅や介護保険施設等における療 養の継続を後方支援する。なお、本加算を算定する療養病棟を有する病院に介護保険施 設等が併設されている場合は、当該併設介護保険施設等から受け入れた患者については

算定できないものとする。

- (<u>9</u> &) 療養病棟入院基本料を算定する病棟については、「注<u>7</u> &」に掲げる入院基本料等加 算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。
- (109) 注8年の規定は、新型インフルエンザ等感染症がまん延している期間として別に厚生労働大臣が指定する期間において、療養病棟入院基本料の届出を行っている病棟においても、新型インフルエンザ等感染症等の患者が当該病棟に入院した場合には、届出を行った上で、一般病棟入院基本料の例により算定することができるようにしたものであること。
- (<u>11</u>10) 注<u>8</u> 7 の規定により新型インフルエンザ感染症等の患者を入院させる際には、院内感染防止対策を十分に行うこと。

A 1 0 2 結核病棟入院基本料

- (1) 結核病棟入院基本料は、「注1」の入院基本料及び「注2」の特別入院基本料(7対1 特別入院基本料及び10対1特別入院基本料を含む。)から構成され、「注1」の入院基本 料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た結 核病棟に入院している患者について、7対1入院基本料等の各区分の所定点数を算定し、 「注2」の特別入院基本料については、届け出た結核病棟に入院している患者について算 定する。
- (2) 結核病棟に入院している結核患者に化学療法を行う際には、日本結核病学会が作成した 「院内DOTSガイドライン」を踏まえ、下記の服薬支援計画の作成、服薬確認の実施、 患者教育の実施及び保健所との連携を行っていること。当該基準を満たさない場合は、 「注2」の特別入院基本料として550点を算定する。

ア 服薬支援計画の作成

個々の患者の服薬中断リスクを分析し、服薬確認、患者教育、保健所との連携等に関する院内DOTS計画を策定すること。計画の策定にあたっては、患者の病態、社会的要因、副作用の発生や退院後の生活状態等による服薬中断リスクを考慮すること。

イ 服薬確認の実施

看護師が患者の内服を見届けるなど、個々の患者の服薬中断リスクに応じた方法で服 薬確認を行うこと。

ウ 患者教育の実施

<u>確実な服薬の必要性に関する患者への十分な説明を行うとともに、服薬手帳の活用等</u>により退院後も服薬を継続できるための教育を実施すること。

エ 保健所との連携

退院後の服薬の継続等に関して、入院中から保健所の担当者とDOTSカンファレンス等を行うなど、保健所との連絡調整を行い、その要点を診療録に記載すること。

(32) 「注3」において<u>結核病棟入院基本料 7 対 1 入院基本料、10対 1 入院基本料又は13対 1 入院基本料</u>を算定する患者は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)」第19条、第20条及び第22条の規定、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについて(平成19年9月7日健感発第0907001号)」に基づき入退院が行われている結核患者であり、これらの基準に従い退院させることができる患者については、退院させることができることが確定した日以降は「注2」の特別入院基本

- 料 (7対1特別入院基本料及び10対1特別入院基本料を除く。)を算定する。
- なお、次の全てを満たした場合には、退院させることができることが確定したものとして取り扱うものであること。
- ア 2週間以上の標準的化学療法が実施され、咳、発熱、痰等の臨床症状が消失している。
- イ 2週間以上の標準的化学療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹検査又は培養検査の結果が連続して3回陰性である。(3回の検査は、原則として塗抹検査を行うものとし、アによる臨床症状消失後にあっては、速やかに連日検査を実施すること。)
- ウ 患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解し、かつ、退院後の治療の継続 及び他者への感染の防止が可能であると確認できている。
- (43) (32)にかかわらず、カリエス、リンパ節結核などのこれらの基準に従うことができない結核患者については、当該患者の診療を担当する保険医の適切な判断により入退院が行われるものである。
- (5+) 「注4」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に定める起算日とする。
- (<u>6</u> 5) 当該保険医療機関において複数の結核病棟がある場合には、当該病棟全てについて同じ区分の結核病棟入院基本料を算定するものとする。
- (<u>7</u> €) 結核病棟入院基本料を算定する病棟については、「注 5」に掲げる入院基本料等加算 について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。

A 1 0 3 精神病棟入院基本料

- (1) 精神病棟入院基本料は、「注1」の入院基本料及び「注2」の特別入院基本料(10対1 特別入院基本料を含む。)から構成され、それぞれ別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして届け出た精神病棟に入院している患者について、10対1入院基本 料等の各区分の所定点数を算定する。
- (2) 当該保険医療機関において複数の精神病棟がある場合には、当該病棟のうち、精神科急性期治療病棟入院料等の特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)を算定する病棟以外の病棟については、同じ区分の精神病棟入院基本料を算定するものとする。
- (3) 「注3」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に定める起算日とする。
- (4) 「注4」に掲げる加算を算定するに当たっては、当該加算の施設基準を満たすとともに、 次のアからウまでの要件を満たすことが必要である。なお、既に入院中の患者が当該入院 期間中に、当該施設基準の要件を満たすこととなっても、当該加算は算定できない。
 - ア 入院時において、当該加算の施設基準に基づくランクがMであること。
 - イ 当該加算の施設基準に基づき、患者の身体障害の状態及び認知症の状態を評価すると ともに、当該加算の施設基準に基づく評価、これらに係る進行予防等の対策の要点及び 評価日を診療録に記載するものとする。当該加算は、対策の要点に基づき、計画を立て、 当該計画を実行した日から算定する。
 - ウ 当該加算を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該加算の算定根拠となる評価(当該加算の施設基準に基づくランク等)及び評価日を記載すること。
- (5) 「注5」の救急支援精神病棟初期加算は、当該病棟に入院する患者が、救急搬送患者地 域連携受入加算又は精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定したものである場合に は、入院した日から起算して14日を限度として加算する。
- (6号) 精神病棟入院基本料を算定する病棟については、「注6号」に掲げる入院基本料等加

算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。

A 1 0 4 特定機能病院入院基本料

- (1) 特定機能病院入院基本料は、「注1」に規定する入院基本料について、別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た一般病棟、結核病棟又は精神病棟 に入院している患者について、7対1入院基本料等の各区分の所定点数を算定する。
- (2) 結核病棟に入院している結核患者に化学療法を行う際には、日本結核病学会が作成した 「院内DOTSガイドライン」を踏まえ、下記の服薬支援計画の作成、服薬確認の実施、 患者教育の実施及び保健所との連携を行っていること。当該基準を満たさない場合は、区 分番号「A102」結核病棟入院基本料の「注2」の特別入院基本料として550点を算定 する。

ア 服薬支援計画の作成

個々の患者の服薬中断リスクを分析し、服薬確認、患者教育、保健所との連携等に関する院内DOTS計画を策定すること。計画の策定にあたっては、患者の病態、社会的要因、副作用の発生や退院後の生活状態等による服薬中断リスクを考慮すること。

イ 服薬確認の実施

看護師が患者の内服を見届けるなど、個々の患者の服薬中断リスクに応じた方法で服 薬確認を行うこと。

ウ 患者教育の実施

確実な服薬の必要性に関する患者への十分な説明を行うとともに、服薬手帳の活用等により退院後も服薬を継続できるための教育を実施すること。

エ 保健所との連携

退院後の服薬の継続等に関して、入院中から保健所の担当者とDOTSカンファレンス等を行うなど、保健所との連絡調整を行い、その要点を診療録に記載すること。

(32) 「注2」において特定機能病院入院基本料(結核病棟に限る。)を算定する患者は、 感染症法第19条、第20条及び第22条の規定、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについて(平成19年9月7日健感発第0907001号)」に基づき入退院が行われている結核患者であり、これらの基準に従い退院させることができる患者については、退院させることができることが確定した日以降は「注2」の特別入院基本料(7対1特別入院基本料及び10対1特別入院基本料を除く。)を算定する。

なお、次の全てを満たした場合には、退院させることができることが確定したものとして取り扱うものであること。

- ア 2週間以上の標準的化学療法が実施され、咳、発熱、痰等の臨床症状が消失している。
- イ 2週間以上の標準的化学療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹検査又は培養検査の結果が連続して3回陰性である。(3回の検査は、原則として塗抹検査を行うものとし、アによる臨床症状消失後にあっては、速やかに連日検査を実施すること。)
- ウ 患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解し、かつ、退院後の治療の継続 及び他者への感染の防止が可能であると確認できている。
- (<u>4</u>*) (<u>3</u>*)にかかわらず、カリエス、リンパ節結核などのこれらの基準に従うことができない結核患者については、当該患者の診療を担当する保険医の適切な判断により入退院が

行われるものである。

- (<u>5</u>→) 当該特定機能病院において同一種別の病棟が複数ある場合の入院基本料の算定については、一般病棟入院基本料の(2)、結核病棟入院基本料の(<u>6</u>→)及び精神病棟入院基本料の(2)の例による。
- (6号) 「注3」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に定める起算日とする。
- (7-★) 「注4」に掲げる加算を算定するに当たっては、当該加算の施設基準を満たすとともに、次のアからウまでの要件を満たすことが必要である。なお、既に入院中の患者が当該入院期間中に、当該施設基準の要件を満たすこととなっても、当該加算は算定できない。
 - ア 入院時において、当該加算の施設基準に基づくランクがMであること。
 - イ 当該加算の施設基準に基づき、患者の身体障害の状態及び認知症の状態を評価すると ともに、当該加算の施設基準に基づく評価、これらに係る進行予防等の対策の要点及 び評価日を診療録に記載するものとする。当該加算は、対策の要点に基づき、計画を 立て、当該計画を実行した日から算定する。
 - ウ 当該加算を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該加算の算定根拠となる評価(当該加算の施設基準に基づくランク等)及び評価日を記載すること。
- (7) 「注 5」 に規定する一般病棟看護必要度評価加算は、10対 1 入院基本料を算定する病棟であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす病棟に入院しており、看護必要度の測定が行われた患者について算定すること。
- (8) 「注5」に規定する看護必要度加算は、10対1入院基本料(一般病棟に限る。)を算定 する病棟であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす病棟に入院している患者 について算定すること。
- (98) 当該特定機能病院の一般病棟に入院している特定患者に係る入院基本料の算定については、一般病棟入院基本料の(85)から(118)の例による。
- (<u>10</u>→) 特定機能病院入院基本料を算定する病棟については、「注<u>9</u>→」に掲げる入院基本料 等加算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。

A 1 0 5 専門病院入院基本料

- (1) 専門病院入院基本料は、「注1」に規定する入院基本料について、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして届け出た一般病棟に入院している患者について、 7対1入院基本料等の各区分の所定点数を算定する。
- (2) 当該専門病院において複数の一般病棟がある場合には、当該病棟のうち、障害者施設等 入院基本料又は緩和ケア病棟入院料等の特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)を算 定する病棟以外の病棟については、同じ区分の専門病院入院基本料を算定するものとする。
- (3) 「注2」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に定める起算日とする。
- (4) 「注3」に規定する看護必要度加算は、10対1入院基本料を算定する病棟であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす病棟に入院している患者について算定すること。
- (<u>5</u>+) 「注<u>4</u>+ 」に規定する一般病棟看護必要度評価加算は、<u>13</u>+ 対1入院基本料を算定する病棟であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす病棟に入院しており、看護必要度の測定が行われた患者について算定すること。
- (<u>6</u>+) 当該専門病院に入院している特定患者に係る入院基本料の算定については、一般病棟 入院基本料の(8+5)から(11+8))の例による。

(<u>7</u>+) 専門病院入院基本料を算定する病棟については、「注<u>8</u>+」に掲げる入院基本料等加 算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。

A 1 0 6 障害者施設等入院基本料

- (1) 障害者施設等入院基本料は、「注1」に規定する入院基本料について、別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た障害者施設等一般病棟に入院して いる患者について、7対1入院基本料等の各区分の所定点数を算定する。
- (2) 当該保険医療機関において複数の障害者施設等一般病棟がある場合には、当該病棟全て について同じ区分の障害者施設等入院基本料を算定するものとする。
- (3) 「注2」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に定める起算日とする。
- (4) 「注3」に規定する重症児(者)受入連携加算は、集中治療を経た新生児等を急性期の 医療機関から受け入れ、病態の安定化のために密度の高い医療を提供することを評価した ものであり、入院前の医療機関において区分番号「A238-3」新生児特定集中治療室 退院調整加算が算定された患者を、障害者施設等で受け入れた場合に入院初日に算定する。 なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間 が通算される再入院の初日は算定できない。
- (5) 当該障害者施設等一般病棟に入院している特定患者に係る入院基本料の算定については、 一般病棟入院基本料の(8 5)から(118)の例による。
- (6) 障害者施設等入院基本料を算定する病棟については、「注 5」に掲げる入院基本料等加 算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。

A108 有床診療所入院基本料

- (1) 有床診療所入院基本料は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た診療所(療養病床に係るものを除く。)に入院している患者について、有床診療所入院基本料1等の各区分の所定点数を算定する。
- (2) 有床診療所入院基本料に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に定める起算日とする。__
- (3) 「注2」に規定する重症児(者)受入連携加算は、集中治療を経た新生児等を急性期の 医療機関から受け入れ、病態の安定化のために密度の高い医療を提供することを評価した ものであり、入院前の医療機関において区分番号「A238-3」新生児特定集中治療室 退院調整加算が算定された患者を、有床診療所で受け入れた場合に入院初日に算定する。 なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に定める起算日のことをいい、入院期間が 通算される再入院の初日は算定できない。
- (43) 注3号に規定する有床診療所一般病床初期加算は、急性期医療の後方病床を確保し、 在宅患者や介護保険施設入所者等の状態が軽度悪化した際に入院医療を提供できる病床を 確保することにより、急性期医療を支えることを目的として、急性期有床診療所の一般病 床が有する以下のような機能を評価したものであり、転院又は入院した日から起算して7 日を限度に算定できる。
 - ア 急性期医療を担う病院の一般病棟に入院し、急性期治療を終えて一定程度状態が安定 した患者を、速やかに有床診療所の一般病床が受け入れることにより、急性期医療を担 う病院を後方支援する。急性期医療を担う病院の一般病棟とは、具体的には、7対1入 院基本料、10対1入院基本料(一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病 棟に限る。)又は専門病院入院基本料に限る。)、13対1入院基本料(一般病棟入院基

本料又は専門病院入院基本料に限る。)又は15対1入院基本料(一般病棟入院基本料に限る。)を算定する病棟であること。ただし、13対1入院基本料及び15対1入院基本料を算定する保険医療機関にあっては、区分番号「A205」救急医療管理加算、乳幼児救急医療管理加算の届出を行っている場合に限るものとする。

- イ 介護保険施設、居住系施設等又は自宅で療養を継続している患者が、軽微な発熱や下 痢等の症状をきたしたために入院医療を要する状態になった際に、有床診療所の一般病 床がすみやかに当該患者を受け入れる体制を有していることにより、自宅や介護保険施 設等における療養の継続を後方支援する。なお、本加算を算定する一般病床を有する有 床診療所に介護保険施設等が併設されている場合は、当該併設介護保険施設等から受け 入れた患者については算定できないものとする。
- (5本) 有床診療所入院基本料を算定する診療所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た診療所において、夜間に医師を配置している、又は近隣の保険医療機関が連携して入院患者の急変に備えて夜間の緊急診療体制を確保した場合について、その体制を入院患者に対して文書で説明し、夜間に緊急対応できる医師名を院内に掲示している場合に、「注4条」に掲げる加算を算定することができる。
- (<u>6</u> 5) 有床診療所入院基本料1又は2を算定する診療所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た診療所において、療養病床の有無に関わらず、当該診療所に勤務する医師が2人以上の場合に、各区分に応じて「注<u>5</u> *」に掲げる加算を算定することができる。
- (<u>7</u> 6) 有床診療所入院基本料1又は2を算定する診療所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た診療所において、各区分に応じて「注 <u>6</u> 5 」のイ~ニに掲げる加算を算定することができる。イとロは併算定出来ないものであること。また、ハとニは併算定出来ないものであること。
- (8) 「注7」に規定する看取り加算は夜間に1名以上の看護職員が配置されている有床診療所において、入院の日から30日以内に看取った場合に算定する。この場合、看取りに係る診療内容の要点等を診療録に記載する。なお、当該加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に定める起算日とする。
- (<u>9</u> **→**) 有床診療所入院基本料を算定する診療所については、「注<u>8</u> * **→** 」に掲げる入院基本料 等加算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。
- (10) 有床診療所入院基本料を算定する診療所のうち、区分番号「A 1 0 9」有床診療所療養 病床入院基本料を算定する病床を有する診療所においては、有床診療所入院基本料を算定 する病床に入院している患者であっても、患者の状態に応じて、区分番号「A 1 0 9」有 床診療所療養病床入院基本料を算定することができる。

<u>なお、この取扱いについては、患者の状態に応じて算定する入院基本料を変更できるが、</u> 変更は月単位とし、同一月内は同じ入院基本料を算定することとする。

- (11) 区分番号「A 1 0 9」の有床診療所療養病床入院基本料の例により算定する場合の費用 の請求については、下記のとおりとする。
 - ア 区分番号「A109」有床診療所療養病床入院基本料の注3に定める費用は基本料に 含まれるため、算定できない。

- イ 区分番号「A109」有床診療所療養病床入院基本料の注4から注7までの加算及び 注8に掲げる各加算については、当該診療所に入院した日を入院初日として、それぞれ の算定要件を満たす場合に算定することができる。
 - この場合において、退院調整加算については、区分番号「A238」退院調整加算の 2の有床診療所療養病床入院基本料の場合の例により算定する。
- (12) 区分番号「A 1 0 9」の入院基本料A、入院基本料B 又は入院基本料C のいずれかの算定に当たっては、定期的(少なくとも月に1回)に患者又はその家族に対して、当該患者の病状や治療内容等の入院療養の状況及び各区分への該当状況について、別紙様式2 又はこれに準ずる様式により作成した書面又はその写を交付のうえ十分な説明を行うとともに診療録に貼付しておくこと。更に、疾患及び状態等並びにADLの判定基準による判定結果について、療養に要する費用の請求の際に、併せて提出すること。

A109 有床診療所療養病床入院基本料

- (1) 有床診療所療養病床入院基本料は、「注1」の入院基本料及び「注2」の特別入院基本料から構成され、「注1」の入院基本料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た診療所(療養病床に係るものに限る。)に入院している患者について、別に厚生労働大臣が定める区分(1日に2つ以上の区分に該当する場合には、該当するもののうち最も高い点数の区分)に従い、当該患者ごとに入院基本料A等の各区分の所定点数を算定し、「注2」の特別入院基本料については、届け出た診療所(療養病床に係るものに限る。)に入院している患者について算定する。ただし、「注1」の入院基本料を算定している場合において、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の療養病床以外へ転室する場合にはその前日を1日目として3日前までの間、別の保険医療機関の一般病棟若しくは有床診療所の療養病床以外の病室へ転院する場合にはその当日を1日目として3日前までの間は、その日ごとに入院基本料Eを算定することができる。
- (2) 「注1」の入院基本料のうち、入院基本料A、入院基本料B又は入院基本料Cのいずれかの算定に当たっては、定期的(少なくとも月に1回)に患者又はその家族に対して、当該患者の病状や治療内容等の入院療養の状況及び各区分への該当状況について、別紙様式2又はこれに準ずる様式により作成した書面又はその写を交付のうえ十分な説明を行うとともに診療録に貼付しておくこと。なお、やむを得ない理由により説明を行うことが困難な場合であっても、患者又はその家族の求めに応じ、当該書面又はその写を交付するとともに診療録に貼付しておくこと。また、患者又はその家族への説明に当たり、特に悪性腫瘍等の患者に対しては、患者本人の治療方針に関する理解状況を踏まえ、療養上著しく不適切なことが生じないよう配慮すること。
- (3) 基本診療料の施設基準等別表第五に掲げる画像診断及び処置並びにこれらに伴い使用する薬剤、特定保険医療材料又は区分番号J201に掲げる酸素加算の費用並びに浣腸、注腸、吸入等基本診療料に含まれるものとされている簡単な処置及びこれに伴い使用する薬剤又は特定保険医療材料の費用については有床診療所療養病床入院基本料に含まれる。なお、有床診療所療養病床入院基本料を算定する日に使用するものとされた投薬に係る薬剤料は、有床診療所療養病床入院基本料に含まれているものであるため別に算定できない。ただし、「注1」のただし書の規定により、入院基本料Eを算定する場合については、

この限りではない。

- (4) 有床診療所療養病床入院基本料を算定する病床は主として長期にわたり療養の必要な患者が入院する施設であり、医療上特に必要がある場合に限り他の病床への患者の移動は認められるが、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載する。なお、「注1」のただし書の規定により入院基本料Eを算定した場合においても、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載する。
- (5) 有床診療所療養病床入院基本料を算定するに当たっては、次の点に留意する。
 - ア 定期的(少なくとも月に1回)に患者の状態の評価及び入院療養の計画を見直し、その要点を診療録に記載する。なお、入院時と退院時のADLの程度を診療録に記載する。 イ 患者の状態に著しい変化がみられた場合には、その都度、患者の状態を評価した上で、 治療やケアを見直し、その要点を診療録に記載する。
- (6) 注5に規定する重症児(者)受入連携加算は、集中治療を経た新生児等を急性期の医療機関から受け入れ、病態の安定化のために密度の高い医療を提供することを評価したものであり、入院前の医療機関において区分番号「A238-3」新生児特定集中治療室退院調整加算が算定された患者を、有床診療所で受け入れた場合に入院初日に算定する。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に定める起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。
- (<u>7</u> (<u>7</u> (<u>6</u>) 注 <u>6</u> (<u>5</u> に規定する救急・在宅等支援療養病床初期加算は、急性期医療の後方病床を確保し、在宅患者や介護保険施設入所者等の状態が軽度悪化した際に入院医療を提供できる病床を確保することにより、急性期医療を支えることを目的として、有床診療所の療養病床が有する以下のような機能を評価したものであり、転院又は入院した日から起算して14日を限度に算定できる。
 - ア 急性期医療を担う病院の一般病棟に入院し、急性期治療を終えて一定程度状態が安定した患者を、速やかに有床診療所の療養病床が受け入れることにより、急性期医療を担う病院を後方支援する。急性期医療を担う病院の一般病棟とは、具体的には、7対1入院基本料、10対1入院基本料(一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟入院基本料(一般病棟入院基本料(一般病棟入院基本料(一般病棟入院基本料(一般病棟入院基本料に限る。)又は専門病院入院基本料に限る。)又は15対1入院基本料(一般病棟入院基本料に限る。)を算定する病棟であること。ただし、13対1入院基本料及び15対1入院基本料を算定する保険医療機関にあっては、区分番号「A205」救急医療管理加算・乳幼児教急医療管理加算・乳幼児教急医療管理加算の届出を行っている場合に限るものとする。また、同一の有床診療所内に一般病床と療養病床が併存する場合で、当該一般病床から療養病床に転床した患者については、算定できないものとする。
 - イ 介護保険施設、居住系施設等又は自宅で療養を継続している患者が、軽微な発熱や下 痢等の症状をきたしたために入院医療を要する状態になった際に、有床診療所の療養病 床がすみやかに当該患者を受け入れる体制を有していることにより、自宅や介護保険施 設等における療養の継続を後方支援する。なお、本加算を算定する療養病床を有する有 床診療所に介護保険施設等が併設されている場合は、当該併設介護保険施設等から受け 入れた患者については、算定できないものとする。
- (8) 「注7」に規定する看取り加算は夜間に1名以上の看護職員が配置されている有床診療

所において、入院の日から30日以内に看取った場合に算定する。この場合、看取りに係る 診療内容の要点等を診療録に記載する。なお、当該加算に係る入院期間の起算日は、第2 部通則5に定める起算日とする。

- (<u>9</u>+) 有床診療所療養病床入院基本料を算定する病床については、「注<u>8</u>+」に掲げる入院 基本料等加算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。
- (10) 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所のうち、区分番号「A 1 0 8」有床診療所入院基本料を算定する病床を有する診療所においては、有床診療所療養病床入院基本料を算定する病床に入院している患者であっても、患者の状態に応じて、区分番号「1 0 8」有床診療所入院基本料の例により算定することができる。

なお、この取扱いについては、患者の状態に応じて算定する入院基本料を変更できるが、 変更は月単位とし、同一月内は同じ入院基本料を算定することとする。

- (11) 区分番号「A 1 0 8」の有床診療所入院基本料の例により算定する場合の費用の請求については、下記のとおりとする。
 - ア 区分番号「A108」有床診療所入院基本料の注2から注7までの加算及び注8に掲 <u>げる各加算については、当該診療所に入院した日を初日として、それぞれの算定要件を</u> 満たす場合に算定することができる。
 - この場合において、退院調整加算については、区分番号「A238」退院調整加算の 1の有床診療所入院基本料の場合の例により算定する。

第2節 入院基本料等加算

A 2 0 0 総合入院体制加算

総合入院体制加算は、十分な人員配置及び設備等を備え総合的かつ専門的な急性期医療を24時間提供できる体制及び病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制等を評価した加算であり、入院した日から起算して14日を限度として算定できる。なお、ここでいう入院した日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される入院の初日のことをいう。

A 2 0 4 地域医療支援病院入院診療加算

- (1) 地域医療支援病院入院診療加算は、地域医療支援病院における紹介患者に対する医療提供、病床や高額医療機器等の共同利用、24時間救急医療の提供等を評価するものであり、 入院初日に算定する。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日の ことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。
- (2) (1)にかかわらず入院初日に病棟単位で行うべき特定入院料以外の特定入院料を算定した場合については、入院基本料の入院期間の計算により一連の入院期間とされる期間中に特定入院料を算定しなくなった日(当該日が退院日の場合は、退院日)において1回に限り算定する。

A 2 0 4 - 2 臨床研修病院入院診療加算

- (1) 研修医が、当該保険医療機関の研修プログラムに位置づけられた臨床研修病院及び臨床 研修協力施設において、実際に臨床研修を実施している場合に、入院初日に限り算定でき る。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院 期間が通算される再入院の初日は算定できない。
- (2) (1)において研修を実施している場合とは、基幹型臨床研修病院においては実際に研修 医が研修を実施している期間及び研修医が協力型臨床研修病院又は協力施設において研修 を実施している期間、協力型臨床研修病院においては実際に研修医が研修を実施している 期間のことをいう。
- (3) 研修医の診療録の記載に係る指導及び確認は、速やかに行うこととし、診療録には指導 の内容がわかるように指導医自らが記載を行い、署名をすること。

A 2 0 5 救急医療管理加算 - 乳幼児救急医療管理加算

- (1) 緊急に入院を必要とする重症患者に対して救急医療が行われた場合に、入院した日から 起算して7日に限り算定できる。なお、ここでいう入院した日とは、第2部通則5に規定 する起算日のことをいい、入院期間が通算される入院の初日のことをいう。
- (2) 当該加算の対象となる患者は、次に掲げる状態にあって、医師が診察等の結果、緊急に 入院が必要であると認めた重症患者をいう。なお、当該加算は、入院時において当該重症患 者の状態であれば算定できるものであり、当該加算の算定期間中において継続して重症患者 の状態でなくても算定できる。
 - ア 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
 - イ 意識障害又は昏睡
 - ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態
 - 工 急性薬物中毒
 - オ ショック

- カ 重篤な代謝障害 (肝不全、腎不全、重症糖尿病等)
- キ 広範囲熱傷
- ク 外傷、破傷風等で重篤な状態
- ケ 緊急手術を必要とする状態
- コ その他、「ア」から「ケ」に準ずるような重篤な状態
- (3) 都道府県知事の指定する精神科教急医療施設において、緊急に入院を必要とする重症患者(精神疾患であり、入院させなければ医療及び保護を図る上で支障のある状態)に対して救急医療が行われた場合にも算定できる。ただし、精神科応急入院施設管理加算又は精神科措置入院診療加算を算定した患者については算定できない。なお、精神科救急医療施設の運営については、平成7年10月27日健医発第1321号厚生省保健医療局長通知に従い実施されたい。
- (4) 加算の起算日となる入院日については、夜間又は休日において入院治療を必要とする重症患者に対して救急医療を提供した日(午前0時から午後12時まで)であって、その旨を地域の行政部門、医師会等の医療関係者及び救急搬送機関等にあらかじめ周知している日(あらかじめ定められた当番日以外の日でもよい。)とする。また、午前0時をまたいで夜間救急医療を提供する場合においては、夜間の救急医療を行った前後2日間とする。なお、当該加算の起算日に行う夜間又は休日の救急医療にあっては、第二次救急医療施設として必要な診療機能及び専用病床を確保するとともに、診療体制として通常の当直体制のほかに重症救急患者の受け入れに対応できる医師等を始めとする医療従事者を確保していることとする。
- (5) 注2に規定する乳幼児加算は、6歳未満の緊急に入院を必要とする重症患者に対して救 急医療が行われた場合に7日を限度として算定する。
- (6) 注3に規定する小児加算は、6歳以上15歳未満の緊急に入院を必要とする重症患者に対 して救急医療が行われた場合に7日を限度として算定する。

A 2 0 5 - 2 超急性期脳卒中加算

- (1) 当該加算は脳梗塞と診断された患者に対し、発症後3時間以内に組織プラスミノーゲン 活性化因子を投与した場合に入院初日に限り所定点数に加算する。なお、ここでいう入院 初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の 初日は算定できない。
- (2) 投与に当たっては、日本脳卒中学会医療向上・社会保険委員会rt-PA(アルテプラーゼ)静注療法指針部会作成の「rt-PA(アルテプラーゼ)静注療法適正治療指針」を踏まえ適切に行われるよう十分留意すること。
- (3) 投与を行う保険医は日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞t-PA適正使用に係る講習会を受講していること。

A 2 0 5 - 3 妊產婦緊急搬送入院加算

(1) 次に掲げる場合(当該妊娠及び入院医療を必要とする異常の原因疾患につき、直近3か 月以内に当該加算を算定する保険医療機関への受診歴のある患者が緊急搬送された場合を 除く。)において受け入れた妊産婦が、母体又は胎児の状態により緊急入院の必要があり、 医療保険の対象となる入院診療を行った場合に入院初日に限り算定する。なお、ここでい う入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再 入院の初日は算定できない。

- ア 妊娠に係る異常又はその他入院医療を必要とする異常が疑われ、救急車等により当該 保険医療機関に緊急搬送された場合
- イ 他の医療機関において、妊娠に係る異常又はその他入院医療を必要とする異常が認め られ、当該保険医療機関に緊急搬送された場合
- ウ 助産所において、妊娠に係る異常又はその他入院医療を必要とする異常が疑われ、当 該保険医療機関に緊急搬送された場合
- (2) 本加算は、緊急搬送された妊産婦が妊娠に係る異常以外の入院医療を必要とする異常が 疑われる場合においては、当該保険医療機関において産科又は産婦人科の医師と当該異常 に係る診療科の医師が協力して妊産婦の緊急搬送に対応することを評価するものであり、 産科又は産婦人科以外の診療科への入院の場合においても算定できる。
- (3) (1)において、受診歴とは妊婦健診及び往診等による受診を含むものである。ただし、 (1)のウの場合において、当該保険医療機関が当該助産所の嘱託医療機関である場合又は 当該保険医療機関の保険医が当該助産所の嘱託医である場合においては、嘱託医療機関又 は嘱託医が実施した妊婦健診は、受診歴に含まない。なお、この場合においては、嘱託医療機関であること又は嘱託医の氏名を診療録に記載すること。
- (4) 妊産婦とは産褥婦を含む(以下この節において同じ。)。

A 2 0 6 在宅患者緊急入院診療加算

- (1) 在宅での療養を行っている患者の病状の急変等により入院が必要となった場合に、円滑に入院でき、かつ入院を受け入れた保険医療機関(以下この項において「受入保険医療機関」という。)においても患者の意向を踏まえた医療が引き続き提供されるための取組を評価した加算である。
- (2) 診療所において区分番号「C002」在宅時医学総合管理料、区分番号「C002-2」特定施設入居時等医学総合管理料、区分番号「C003」在宅がん未期医療総合診療料又は第2章第2部第2節第1款に掲げる在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料(区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を除く。)を入院の月又はその前月に算定している患者について、当該患者の病状の急変等に伴い当該診療所の保険医の求めに応じて入院させた場合に、受入保険医療機関において、当該入院中1回に限り、入院初日に算定する。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。
- (3) 当該診療所の保険医の求めによらない緊急入院において、当該患者の入院後24時間以内 に、当該診療所の保険医から、受入保険医療機関の保険医に対して当該患者の診療情報が 提供された場合であっても算定できる。__
- (4) 在宅患者緊急入院診療加算の「1」は、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月●日保医発●第●号)の第9在宅療養支援診療所の施設基準の1の(2)又は第14の2在宅療養支援病院の施設基準の1の(2)に規定する在宅支援連携体制を構築している在宅療養支援診療所が診療を行っている患者を、当該診療所の保険医の求めに応じて、同じく当該体制を構築している、病床を有する他の在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院(許可病床が200床未満の病院に限る。)に入院させた場合に算定する。

- (5年) 在宅患者緊急入院診療加算の「2 主」は、当該診療所の保険医が患者又はその家族に対して、事前に緊急時の受入保険医療機関の名称等を文書にて提供し、受入保険医療機関に入院した場合 (「1」の場合を除く。)に算定する。また、当該診療所の保険医は、提供した文書の写しを診療録に添付すること。
- (<u>6</u>ま) 受入保険医療機関の保険医は、入院前又は入院後速やかに患者の希望する診療内容等 の情報を当該診療所の保険医に確認し共有すること。
- (<u>7</u> き) 受入保険医療機関が、当該診療所と特別の関係(第2部通則5に規定する「特別の関係」をいう。)にある場合には、在宅患者緊急入院診療加算は算定できない。

A 2 0 7 診療録管理体制加算

1人以上の専任の診療記録管理者の配置その他の診療録管理体制を整え、現に患者に対し診療情報を提供している保険医療機関において、入院初日に限り算定する。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。

A 2 0 7 - 2 医師事務作業補助体制加算

- (1) 医師事務作業補助体制加算は、地域の急性期医療を担う保険医療機関(特定機能病院を除く。)において、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制を確保することを目的として、医師、医療関係職員、事務職員等との間での業務の役割分担を推進し、医師の事務作業を補助する専従者(以下「医師事務作業補助者」という。)を配置している体制を評価するものである。
- (2) 医師事務作業補助体制加算は、当該患者の入院初日に限り算定する。なお、ここでいう 入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入 院の初日は算定できない。
- (3) 医師事務作業補助者の業務は、医師(歯科医師を含む。)の指示の下に、診断書などの 文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業(診療に関する データ整理、院内がん登録等の統計・調査、医師の教育や臨床研修のカンファレンスのた めの準備作業等)並びに行政上の業務(救急医療情報システムへの入力、感染症サーベイ ランス事業に係る入力等)への対応に限定するものであること。なお、医師以外の職種の 指示の下に行う業務、診療報酬の請求事務(DPCのコーディングに係る業務を含む。)、 窓口・受付業務、医療機関の経営、運営のためのデータ収集業務、看護業務の補助並びに 物品運搬業務等については医師事務作業補助者の業務としないこと。
- (4) 医師事務作業補助者は、院内の医師の業務状況等を勘案して配置することとし、病棟における業務以外にも、外来における業務や、医師の指示の下であれば、例えば文書作成業務専門の部屋等における業務も行うことができる。

A 2 0 7 - 3 急性期看護補助体制加算

- (1) 急性期看護補助体制加算は、地域の急性期医療を担う保険医療機関において、病院勤務 医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を確保することを目的として、 看護業務を補助する看護補助者を配置している体制を評価するものである。
- (2) 急性期看護補助体制加算は、当該加算を算定できる病棟において、看護補助者の配置基準に応じて算定する。なお、当該病棟において入院基本料等の施設基準に定める必要な数

必要最小数を超えて配置している看護職員については、看護補助者とみなして<u>(以下「みなし看護補助者」という。)</u>計算することができるが、25対1急性期看護補助体制加算は、 当該加算の配置基準に必要な看護補助者の数に対するみなし看護補助者を除いた看護補助 者の比率に応じた点数を算定すること。

- (3) 25対1急性期看護補助体制加算は、平成24年3月31日において現に7対1入院基本料に 係る届出を行っている病棟であって、平成24年4月1日以降、平成24年度改定後の7対1 入院基本料の施設基準を満たさないために、地方厚生局長等に届け出ることにより、当該 施設基準を満たすものとみなされている病棟(7対1入院基本料(経過措置)算定病棟) については、算定できない。
- (4) 夜間急性期看護補助体制加算は、みなし看護補助者ではなく、看護補助者の配置を夜勤 帯に行っている場合にのみ算定できる。
- (5) 看護職員夜間配置加算は、看護職員の手厚い夜間配置を評価したものであるため、当該 基準を満たしていても、基本診療料の施設基準等の第5の1の(7)に定める夜勤の看護職 員の最小必要数を超えた3人以上でなければ算定できない。
- (金) 急性期看護補助体制加算、夜間急性期看護補助体制加算又は看護職員夜間配置加算は、 当該患者が入院した日から起算して14日を限度として算定できる。なお、ここでいう入院 した日とは、第2部入院料等の通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算さ れる入院の初日のことをいう。

A 2 0 8 乳幼児加算・幼児加算

乳幼児加算又は幼児加算は、当該患者を入院させた場合に算定するものであって、産婦又は 生母の入院に伴って健康な乳幼児又は幼児を在院させた場合にあっては、算定できない。

A 2 1 0 難病等特別入院診療加算

- (1) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症患者については、菌の排出がなくなった後、3週間を限度として算定する。
- (2) 特殊疾患入院施設管理加算を算定している患者については算定できない。

A 2 1 1 特殊疾患入院施設管理加算

- (1) 重度の肢体不自由児(者)(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。以下単に「重度の肢体不自由児(者)」という。)、脊髄損傷等の重度の障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者等を主として入院させる障害者施設等一般病棟等その他の病棟及び有床診療所(一般病床に限る。)において算定する。
- (2) 重度の意識障害者とは、次に掲げる者をいう。なお、病因が脳卒中の後遺症であっても、 次の状態である場合には、重度の意識障害者となる。
 - ア 意識障害レベルがJCS(Japan Coma Scale)でⅡ-3 (又は30) 以上又はGCS (G1 asgow Coma Scale) で8点以下の状態が2週以上持続している患者
 - イ 無動症の患者 (閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等)
- (3) 神経難病患者とは、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄 小脳変性症、ハンチントン病、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基 底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって 生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、 オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、

ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又はもやもや病(ウイリス動脈輪閉塞症)に罹患している患者をいう。

- A 2 1 2 超重症児(者)入院診療加算·準超重症児(者)入院診療加算
 - (1) 超重症児(者)入院診療加算、準超重症児(者)入院診療加算は、出生時、乳幼児期又 は小児期等の15歳までに障害を受けた児(者)で、当該障害に起因して超重症児(者)又 は準超重症児(者)の判定基準を満たしている児(者)に対し、算定する。
 - (2→) 超重症児(者)入院診療加算の対象となる超重症の状態は、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成2422年3月 → 日保医発 9305 第 → 3号)」の別添6の別紙14の「超重症児(者)・準超重症児(者)の判定基準」による判定スコアが25以上のものをいう。
 - (3/2) 準超重症児(者)入院診療加算の対象となる準超重症の状態は、当該「超重症児 (者)・準超重症児(者)判定基準」による判定スコアが10以上のものをいう。
 - (43) 注3の教急・在宅重症児(者)受入加算については、超重症児(者)又は準超重症児(者)の判定基準を満たす患者が自宅から入院する場合又は急性期医療を担う病院から転移する場合に、入院又は転院した日から起算して5日を限度として算定する。急性期医療を担う病院から転院する場合の患者については、特定集中治療室管理料の注2の小児加算、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料を算定したことのある患者であること。なお、同一医療機関において転棟した患者については、本加算は算定できない。またなお、ここでいう入院した日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される入院の初日のことをいう。

A 2 1 3 看護配置加算

看護配置加算は、看護師比率が40%と規定されている入院基本料を算定している病棟全体に おいて、70%を超えて看護師を配置している場合に算定する。

A 2 1 4 看護補助加算

看護補助加算は、当該加算を算定できる病棟において、看護補助者の配置基準に応じて算定する。なお、当該病棟において必要最小数を超えて配置している看護職員について、看護補助者とみなして計算することができる。

A 2 1 8 地域加算

地域加算は、医業経費における地域差に配慮したものであり、人事院規則で定める地域及び 当該地域に準じる地域に所在する保険医療機関において、入院基本料、特定入院料又は短期滞 在手術基本料 2 若しくは 3 の加算として算定できる。

A 2 1 8 - 2 離島加算

離島加算は、離島における入院医療の応需体制を確保する必要があることから、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関において、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術基本料2若しくは3の加算として算定できる。

A 2 1 9 療養環境加算

- (1) 特別の療養環境の提供に係る病室については、加算の対象とはならない。
- (2) 医師並びに看護師、准看護師及び看護補助者の員数が医療法の定める標準を満たしていない病院では算定できない。

A220 HIV感染者療養環境特別加算

後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者については、CD4リンパ球数の値にかか わらず、抗体の陽性反応があれば、患者の希望により特別の設備の整った個室に入室する場合 を除き、本加算を算定する。

A 2 2 0 - 2 二類感染症患者療養環境特別加算

- (1) 加算の対象となる者は、二類感染症(急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症 急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限 る。)及び鳥インフルエンザ(H5N1に限る。))、新型インフルエンザの患者及びそ れらの疑似症患者であって、保険医が他者へ感染させるおそれがあると認め、状態に応じ て、個室又は陰圧室に入院した者である。
- (2) 個室かつ陰圧室である場合には、個室加算及び陰圧室加算を併算定できる。__
- (3) 陰圧室加算を算定する場合は、結核患者を収容している日にあっては、病室および特定 区域の陰圧状態を煙管(ベビーパウダー等を用いて空気流の状況を確認する方法で代用可 能)または差圧計等によって点検し、記録をつけること。ただし、差圧計はその位置によ って計測値が変わることに注意すること。差圧計によって陰圧の確認を行う場合、差圧計 の動作確認および点検を定期的に実施すること。

A 2 2 1 重症者等療養環境特別加算

- (1) 加算の対象となる者は、次のいずれかに該当する患者であって、特に医療上の必要から 個室又は2人部屋の病床に入院した者である。
 - ア 病状が重篤であって絶対安静を必要とする患者
 - イ 必ずしも病状は重篤ではないが、手術又は知的障害のため常時監視を要し、適時適切 な看護及び介助を必要とする患者
- (2) インキュベーターに収容した新生児又は乳幼児は、加算の対象とならない。
- (3) 当該加算の対象となった患者の氏名及び入院日数を記録し、3年間保存しておくこと。

A 2 2 1 - 2 小児療養環境特別加算

- (1) 小児療養環境特別加算の対象となる患者は、次のいずれかの状態に該当する15歳未満の小児患者であって、保険医が治療上の必要から個室での管理が必要と認めたものである。
 - ア 麻疹等の感染症に罹患しており、他の患者への感染の危険性が高い患者
 - イ 易感染性により、感染症罹患の危険性が高い患者
- (2) 本加算を算定する場合は、(1)のア又はイのいずれかに該当する旨及びその病態の概要を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (3) 当該患者の管理に係る個室が特別の療養環境の提供に係る病室であっても差し支えないが、患者から特別の料金の徴収を行うことはできない。

A 2 2 2 療養病棟療養環境加算

- (1) 療養病棟療養環境加算は、長期にわたり療養を必要とする患者に提供される療養環境を総合的に評価したものである。
- (2) 特別の療養環境の提供に係る病室に入室しており、かつ、患者から特別の料金の徴収を 行っている場合には算定できない。__

A 2 2 2 - 2 療養病棟療養環境改善加算

(1) 療養病棟療養環境改善加算は、長期にわたり療養を必要とする患者に提供するための療

養環境の整備に資する取り組みを総合的に評価したものである。

(2) 患者から特別の料金の徴収を行っている場合には算定できない。

A 2 2 3 診療所療養病床療養環境加算

- (1) 診療所療養病床療養環境加算は、長期にわたり療養を必要とする患者に提供される療養環境を総合的に評価したものである。
- (2) 特別の療養環境の提供に係る病室に入室しており、かつ、患者から特別の料金の徴収を行っている場合には算定できない。

A 2 2 3 - 2 診療所療養病床療養環境改善加算

- (1) 診療所療養病床療養環境改善加算は、長期にわたり療養を必要とする患者に提供するための療養環境の整備に資する取り組みを総合的に評価したものである。
- (2) 患者から特別の料金の徴収を行っている場合には算定できない。

A 2 2 4 無菌治療室管理加算

(1) 当該加算は、入院基本料(特別入院基本料、7対1特別入院基本料及び10対1特別入院基本料を除く。)を算定し、かつ、自家発電装置を有している保険医療機関において、白血病、再生不良性貧血、骨髄異形成症候群、重症複合型免疫不全症等の患者に対して、必要があって無菌治療室管理を行った場合に算定する。

なお、無菌治療室管理とは、当該管理を行うために、滅菌水の供給が常時可能であること、室内の空気清浄度がクラス1万以下であること等の要件を満たす無菌当該治療室において、医師等の立入、物資の供給等の際にも無菌状態が保たれるよう必要な管理をいう。

(2) 当該加算は、一連の治療につき、無菌室に入室した日を起算日として90日を限度として 算定する。

A 2 2 5 放射線治療病室管理加算

当該加算は、悪性腫瘍の患者に対して、放射線治療病室管理を行った場合に算定する。なお、 放射線治療病室管理とは、密封小線源あるいは治療用放射性同位元素により治療を受けている 患者を入院させる病室における放射線に係る必要な管理をいう。

A 2 2 6 重症皮膚潰瘍管理加算

- (1) 重症皮膚潰瘍管理とは、重症な皮膚潰瘍(Sheaの分類Ⅲ度以上のものに限る。)を有している者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行うことをいう。
- (2) 本加算を算定する場合は、当該患者の皮膚潰瘍がSheaの分類のいずれに該当するかについて、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

A226-2 緩和ケア診療加算

- (1) 本加算は、一般病床に入院する悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群の患者のうち、疼痛、 倦怠感、呼吸困難等の身体的症状又は不安、抑うつなどの精神症状を持つ者に対して、当 該患者の同意に基づき、症状緩和に係る専従のチーム(以下「緩和ケアチーム」とい う。)による診療が行われた場合に算定する。
- (2) 緩和ケアチームは、身体症状及び精神症状の緩和を提供することが必要である。緩和ケアチームの医師は緩和ケアに関する研修を修了した上で診療に当たること。ただし、当該研修はがん診療に係わる緩和ケア研修であるため、後天性免疫不全症候群の患者を診療する際には当該研修を修了していなくても本加算は算定できる。

- (3) 緩和ケアチームは初回の診療に当たり、当該患者の診療を担う保険医、看護師及び薬剤 師などと共同の上別紙様式3又はこれに準じた緩和ケア診療実施計画書を作成し、その内 容を患者に説明の上交付するとともに、その写しを診療録に添付すること。
- (4) 当該加算を算定する患者については入院精神療法の算定は週に1回までとする。
- (5) 1日当たりの算定患者数は、1チームにつき概ね30人以内とする。ただし、注2に規定 する点数を算定する場合は、1日当たりの算定患者数は、1チームにつき概ね15人以内と する。
- (6) 症状緩和に係るカンファレンスが週1回程度開催されており、緩和ケアチームの構成員 及び必要に応じて、当該患者の診療を担当する保険医、看護師などが参加している。
- (7) 当該保険医療機関に緩和ケアチームが組織上明確に位置づけられている。
- (8) 院内の見やすい場所に緩和ケアチームによる診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされている。
- (9) 注2に規定する点数は、「基本診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第62 另)別表第6の2に掲げる地域に所在する保険医療機関(特定機能病院、200床以上の病院、DPC対象病院、一般病棟7対1入院基本料及び一般病棟10対1入院基本料を算定している病院を除く。)の一般病棟において、算定可能である。ただし、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添2「入院基本料等の施設基準」第5の6の規定により看護配置の異なる各病棟ごとに一般病棟入院基本料を算定しているものについては、一般病棟7対1入院基本料及び一般病棟10対1入院基本料を算定している病棟であっても、当該点数を算定できる。

A 2 2 6 - 3 有床診療所緩和ケア診療加算

- (1) 本加算は、一般病床に入院する悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群の患者のうち、疼痛、 倦怠感、呼吸困難等の身体的症状又は不安、抑うつなどの精神症状を持つ者に対して、当 該患者の同意に基づき、医師、看護師が共同して緩和ケアに係る診療が行われた場合に算 定する。
- (2) 緩和ケアに従事する医師、看護師は、身体症状及び精神症状の緩和を提供することが必要である。緩和ケアに従事する医師又は看護師のいずれかは緩和ケアに関する研修を修了していること。ただし、当該研修はがん診療に係わる緩和ケア研修であるため、後天性免疫不全症候群の患者を診療する際には当該研修を修了していなくても本加算は算定できる。
- (3) 緩和ケアに係る診療に当たり、医師、看護師が共同の上別紙様式3(主治医、精神科医、 緩和ケア医は同一で差し支えない。)又はこれに準じた緩和ケア診療実施計画書を作成し、 その内容を患者に説明の上交付するとともに、その写しを診療録に添付すること。
- (4) 当該加算を算定する患者については入院精神療法の算定は週に1回までとする。
- (5) 院内の見やすい場所に緩和ケア診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされている。

A 2 2 7 精神科措置入院診療加算

精神科措置入院診療加算は、措置入院に係る患者について当該入院期間中1回に限り入院初日に限り算定する。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。ただし、応急入院患者として入院し、入院後措置入院又は緊急措置入院が決定した場合は、当該措置入院が決定した日に算定す

る。また、この場合にあっては、精神科応急入院施設管理加算は算定できない。

A 2 2 8 精神科応急入院施設管理加算

- (1) 精神科応急入院施設管理加算の算定の対象となる応急入院患者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)第33条の4第1項に規定する応急入院患者及び同法第34条第1項から第3項までの規定により移送された患者(以下「応急入院患者等」という。)であり、その取扱いについては昭和63年4月6日健医発第433号厚生省保健医療局長通知に即して行うこと。
- (2) 当該加算は、入院初日に算定できるものであるが、ここでいう入院初日とは、第2部通 則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。
- (3) 応急入院患者等として入院した場合であっても、入院後、精神保健福祉法第29条第1項 に規定する措置入院として措置が決定した場合は精神科応急入院施設管理加算は算定でき ない。なお、応急入院等の後の入院形態の変更については、各都道府県の衛生担当部局と の連絡を密にすること。
- (4) 診療報酬明細書を審査支払機関に提出した後に措置入院が決定した場合にあっては、遅滞なく、精神科応急入院施設管理加算の請求を取り下げる旨を当該保険医療機関が審査支払機関に申し出ること。
- (5) 精神科応急入院施設管理加算を算定する場合にあっては、精神保健福祉法第33条の4第 2項に基づく応急入院届又は同法第33条第4項に基づく医療保護入院届の写しを診療報酬 明細書に添付すること。

A 2 2 9 精神科隔離室管理加算

- (1) 当該加算が算定できる隔離とは、精神保健福祉法第36条第3項の規定に基づいて行われるものをいう。患者の隔離に当たっては、同法第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に従うとともに、隔離を行っている間は1日1回以上診察を行うこと。
- (2) 精神科隔離室管理加算を算定する場合には、その隔離の理由を診療録に記載し、1日1 回の診察の内容を診療録に記載すること。
- (3) 精神保健福祉法第36条第3項に規定する隔離が数日間にわたり連続して行われた場合に あっては、当該隔離の開始日及び終了日についても精神科隔離室管理加算を算定できる。
- (4) 隔離時間が12時間以下の場合や患者本人の意思に基づいて隔離を行った場合には算定できない。また、当該加算は、連続する30日間に7日を超えて算定できない。なお、応急入院中の期間及び精神科措置入院診療加算を算定した日に行った隔離については、当該加算の日数には数えない。
- (5) 精神科応急入院施設管理加算を算定した入院患者について、当該応急入院中に行った隔離については、精神科隔離室管理加算は算定できない。ただし、当該応急入院の終了後も措置入院等で入院を継続している場合であって、精神保健福祉法第36条第3項の規定に基づく隔離を行った場合は算定できる。
- (6) 精神科措置入院診療加算を算定する同一日に行った隔離については、精神科隔離室管理 加算は算定できない。
- (7) 当該加算は、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに 入院基本料の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第104号)に規定する基準に該当する 保険医療機関については、算定できない。